

大正十三年七月

治安警察法改正参考資料

国立公文書館	
分類	㊦ ㊧
配架番号	3 A
	15
	19-8-1



19-8-1

治安警察法改正参考資料

383084

大正十三年七月

ORIENTALIA
JAPANESE

警保局

内務省警保局保安課

国立公文書館	
分類	③ ④
配架番号	3 八
	15
	19-8-1

E/98
2561

383085

大正十三年七月

治安警察法改正參考資料

(法案沿革大要及第十七條改正之關係
衆議院委員會速記抄錄其他)

秘

警保局

383087

大正十三年六月

治安警察法改正法案沿革大要

秘

警保局

五、

[illegible]

九 第三十條

參考

治安警察法第十七條、適用關件通牒

參考

治安警察法制定及改正沿革表

全法改正案提出條項調查表

革新俱樂部治安警察法改正案議會資料

一 治安警察法中改正法案提出條項調

二 現行法對照治安警察法改正法律案(附註)

三 治安警察法改正案對スル說明

四 治安警察法第十七條削除ノ件

五 治安警察法改正案對スル參考表

383089

六 概要

治安警察法改正法案沿革大要

現行治安警察法ハ明治三十三年ノ制定ニ係リ

之ガ改正問題ハ第十六議會(明治三十四年)於

テ議員藤金作(政友會)ヨリ法第十八條

ハ武器、爆發物又ハ武器ヲ仕込ミタル物件ノ

所持ニ関シ何等ノ制限ナキハ取締ノ目的ヲ達
スル能ハサルノ故ヲ以テ之ガ改正案ヲ提出(第二讀
會ヲ開クニ至ラス)シタルモノ及第二十三議會明
治三十九年十二月召集)ニ議員横井時雄(政友會
ヨリ第五條第二項中「女子及」ヲ削除ス
ヘキ改正案ノ提出(衆議院ハ通過シタルモ
貴族院ニ於テ否決)ヲ見タ

383090

ル以來全法ノ改正ニ関シ殆ント毎議會ニ於テ主
トシテ革新俱樂部(旧國民黨)系議員側ヨ
リ改正法案ノ提出乃至請願運動行ハレタルモ第
四十五議會ニ於テ議員一宮房次郎外一名ノ
提案ニ係ル第五條第二項「女子及」ヲ削除
スヘキ法案が兩院ヲ通過シ大正十一年四月法律第

五十九號ヲ以テ公布セラレタル以外ハ未タ其ノ

改正行ハレスシテ今日ニ及ベリ

當初第二十三、四議會ノ交ニ於テ第五條中

ノ女子及未成年者ノ政事上ノ結社加入又ハ政談

集會ニ會同若ハ其ノ發起人タルコトヲ得サル規定

ヲ改正セムトスルモノノミニ限ラレタルガ如キ感アリタ

383091

ルモ第二十七議會以後ニ於テハ第二條、第三條

及第四條ノ改正問題ヲモ併セテ提議セラルニ至リ

更ニ第四十一議會以後ニ至リテ、第十七條中

「誘惑煽動」ノ削除乃至全條全部並ニ之

ニ関連セル第三十條(第二十七條則)ヲ抹消ス

ヘシトノ提案ヲ見ルニ至リ尚此ノ外第四十二乃至

第四十五議會ニ於テハ第八條及第十條ノ改正
案モ亦提出論議セラレタリ。

ニ改正案ノ内容

從來唱導セラレタル公法改正案ノ内容ハ
種々アリト雖其最モ重要視セラレタルハ第
五條^及第十七條ノニケ條ニシテ第五條ハ政事

383092

ニ關スル結社又ハ集會ニ加入會同若ハ之
ガ發起人ニ關スル制限規定ニシテ第十七條
ハ主トシテ同盟罷業及同盟解雇ニ關スル規
定ナリ然レモ第五條ノ一部ハ前掲ノ如ク
第四十五議會ニ於テ其ノ改正案通過シタル
爲其後本條ニ關スル改正問題ハ幾部

緩和セラレタル感アルモ第十七條ノ改廢問題ハ依然トシテ論争セラル、ノミナラス漸次其ノ声大ナラムトシ、今ヤ全法改正問題ノ中心ヲ爲シ全法ノ改正ヲ口ニスルトキハ直ニ全條ヲ聯想スルノ情勢ニ在リ、其ノ他ノ第二條、第三條、第四條、第八條、及第十條、改

383093

正案ノ如キモ数次議會ニ提出論議セラレ一般ノ注目ヲ惹キツツアリ以下逐條改正案ノ要點ヲ列舉スヘシ。

(一) 第二條

第二項政事ニ関スル集會ハ國會ニ三時間。前ニ其ノ屈出ヲ爲スヘキ時間ノ制限ヲ廢

セムトスルモノ（^{第十四}第四十二乃至第四十）
議會ニ提

（2）第四項選舉準備ノ為ニスル集會ハ選
舉權及被選舉ヲ有スル者ノ會同スル場
合ニ限り一定期間内ハ其ノ届出ヲ要セザル現
行規定ヲ一般公衆ノ會同スル場合ニマテ
擴張セムトスルモノ（^{第二十七、二十八、三十}第三十一議會ニ提及）

383094 (二)

第三條

公事ニ関スル結社又ハ集會ニシテ政事ニ関

セサルモノト雖必要ナル場合ニ於テハ第二條

（^{集會發起人ヲ定メテ一定時間}前ニ届出ヲ要スヘキ規定）ニ依ラシムル

コトヲ得ヘキ現行規定ヲ否ナリトスルモノ

（^{第十四}第四十二乃至第四十）
議會ニ提

(三) 第四條

1) 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若ハ多衆運動
ヲ爲サハストキハ其ノ集會又ハ運動ノ種
類ノ如何ヲ問ハス十二時間以前ニ(但シ
祭葬、体育運動、等ノ慣例アルモノヲ除ク)
之ヲ屈出ツヘキ現行規定政事ニ關スル

383095

屋外會同又ハ多衆運動ニツイテハ其ノ適用ヲ
排除スヘイトスルモノ(議^ニ會^ニ提^ス出^ス三十一、三十八)

2) 前項屈出時間十二時間以前トアルハ長キニ失ス

ルヲ以テ之ヲ短縮スヘイト爲スモノ(第三十一、四十二乃至
四十五議會ニ提出)

(四) 第五條

1) 第一項中政事上ノ結社ニ加入シ得サル者ノ内

第三號(神官、神職、僧侶其他諸宗教師)

第四號(官立、公立、私立學校、教員、學

生、生徒)及第五號(女子)ヲ削除シ其ノ加

入ヲ自由ナラシムヘイト爲スモノ(第四十二乃至第四十五議會ニ提出)

(2) 第一項政事上ノ結社ニ加入シ得サル者ノ内第

四號官、公、私立ノ學校教員中ニ除外

383096

例ヲ設ケ帝國大學及專門學校令ニ

依ル學校ノ教員ハ之ヲ自由ナラシメントスル

案(第三十一議會提出)

(3) 第一項政事上ノ結社ニ加入シ得サル者ノ

内第五號ノ女子ヲ除外スルコト(第四十三乃至第四十五議會ニ提出)

(4) 第一項第六號未成年者政事上ノ結社

ニ加入シ得ストアルヲ十四歳ニ滿タサル者ニ
限ルト改ムルコト(第四十五議會提出)

(分) 第一項第七號公權剝奪停止中ノ者
ト雖政治上ノ結社ニ加入シ得セシムルコト(第
四十五議會提出)

(16) 第二項女子ヨリテ政談集會ニ會同シ

若ハ其ノ發起人タリ得セシムルコト（第二十三、二十四、四十二乃
至第四十五議會ニ提出）

註④ 本法案ハ第四十五議會ニ於テ通過シ大正十一年
改正セラレタルハ前述ノ通り

(2) 第二項未成年者ハ政談集會ノ發起

人タルコレヲ得スト雖之ニ會同スルハ自由ナラン

（第二十七議會）
提出

18. 第二項未成年者及第三項ノ公權剝奪

停止中ノ者ヲシテ單ニ政談集會ノ發起人

タルコトノ禁止ノミニ改ムルコト

(第二十八、三十一、三十二)
議會提出

(19) 第二項政談集會ニ會同シ若ハ其ノ發起人

タルヲ得サル者女子未成年者トアルヲ削除シ

單ニ十四歳ニ滿タザル者ニ改ムルコト(第四十五)
議會提出

(10) 第三項ノ公權制奪及停止中ノ者ト雖

政談集會ノ發起人タリ得セシムル

(第二十八、三十一、三十二)
議會提出

(五) 第八條

集會、多衆運動ノ制限、禁止又ハ解散

ハ安寧秩序ヲ保持スル爲必要ナル場合ニ

於テ之ヲ行ヒ得ル現行規定ヲ安寧秩序ヲ

紊シタル場合ニ限り之ヲ行ヒ得ルコトニ改正

スルコト（第十四議案ニ至第四）
第十五議案ニ提出）

(六) 第十條

集會ニ於ケル講談論議ニシテ第九條

（講談論議ノ）ニ違背シタルトキハ勿論
禁止事項

其ノ他安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害ス
ル虞アル場合ニ於テ之ヲ中止シ得ヘキ現行

383099

規定ヲ前段ノ第九條ニ違背シタル場合

ニ限リ之ヲ中止シ得ルコトナシ後段ノ場合

ニ於テハ之ヲ爲シ得サルコトニ改ムルコト

（第十四議案ニ至第四十五）
議案ニ提出

(七) 第十七條

（同盟罷業又ハ同盟解雇ヲ遂行スル爲他

人ニ對シ暴行脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ

誘惑、煽動シタル者ハ凡テ罰セラルヘキ現行

規定ヲ暴行、脅迫若ハ公然誹毀シタル場

合ノミ之ヲ罰シ誘惑若ハ煽動シタル場合

ハ之ヲ除外スルコト(第四十、四十、四十五)
議會ニ提出

(2) 第十七條全之刪除スルコト(第四十二乃至第四十五)
議會ニ提出

(八) 第十八條

戎器爆發物又ハ戎器ヲ仕込ミタル物件

ノ攜帶ニ関シテハ制限シ得ヘキ規定アルモ所

持ニ関シテハ何等ノ制限ナキヲ以テ之ヲ制限

ヲ爲シ得ヘキ様改ムルコト(第二十次議會出)

(九) 第三十條

第十七條ニ対スル處罰並同盟解雇若

383100

同盟罷業ニ加盟セサル者ニ對シ暴行

脅迫又ハ公然誹毀シタル者ニ對スル規定ニ

シテ第十七條削除論ニ伴ヒ当然本條ヲ

モ削除スヘイトスルモノ（第四十三乃至第四十五
議會議ニ提出）

各條項ニ對スル改正理由ノ概要ハ之ヲ別

冊「革新俱樂部治安警察法改

383101

正案議會資料ニ譲レリ、

政府ニ於テモ本法改正問題ニ付テハ常ニ

慎重ナル注意ヲ拂フト共ニ之カ調査研

究ヲ重ネツツアル所ナルモ本法ノ改廢ハ其ノ

直接治安ニ及ボス影響甚大ナルモノアリ、特

ニ現今改正問題、中心ヲ爲セル第十七

條ノ如キハ國家產業ニ密接ナル關係ヲ有
 シ最モ慎重ナル考慮ヲ要スヘキモノアルヲ以
 テ之ヲ改廢ニ付テハ關係法律案ト共ニ調査改
 究中ナリ

參照 第十七條ノ適用ニ関シ大正八年八月各廳
 府縣長官ニ對シ別紙ノ如キ通牒アリ。

383102

(別紙通牒)

內務省祕第二一五六號

大正八年八月二十五日 山橋內務次官

各廳府縣長官宛

治安警察法第十七條ノ適用ニ関スル件

依命通牒

治安警察法第十七條誘惑煽動ニ于スル
 規定ノ適用ニ付テハ過般警察部部長事
 務打合せノ際內務大臣ヨリ訓示ノ次第有

之同盟罷業カ一工場内ニ於ケル自發的ノ
モノナル場合ト部外者ノ煽動誘惑ニ基ク場

合トテ區別シ前者ニ付テハ其取扱上慎重ノ
考慮ヲ拂ヒ後者ニ付テハ充分之ヲ取締
ルヲ可トスル旨御了知ノ事ト存候モ近時同盟
罷業ノ頻發ニ際シ司法省海軍省等共
テモ別紙(省署)ノ如ク右ト同様ナル方針
下ニ所屬官憲ニ通達有之候ニ付着シ

治安警察法第十七條ヲ適用スヘキ事實
發生シタル場合ハ直ニ關係官廳ト協議
ヲ遂ケ可然御措置相成度候也

383104

參考
治安警察法制定及沿革表
全法改正案提出條項調查表

383105

治安警察法制定及改正沿革表

年 月 日	件 名	提 出 者	議 会	備 考
明治三三、四、五	集会条例	政 府		本政令布告第百三十三号ヲ以テ公布
明治三三、四、六	後者集会法施行細則	政 府		同第百三十三号ヲ以テ公布
明治三三、二、二五	保身条例	政 府		勅令第百七十九号ニ依リ公布
明治三三、七、二五	集会及改正法	政 府		法律第五十二号ニ依リ公布
明治三三、一、二二	集会及改正法施行細則	伊藤大八	第一回	明治三十四年三月一日衆議院通過 同日貴族院通過 同日天皇ノ詔ヲ以テ公布
明治三四、二、二二	集会及改正法施行細則	伊藤大八	第二回	明治三十四年十一月十日衆議院通過 同日貴族院通過 同日天皇ノ詔ヲ以テ公布
明治三四、二、三〇	集会及改正法	末松謙澄	第二回	明治三十四年十一月十日衆議院通過 同日貴族院通過 同日天皇ノ詔ヲ以テ公布

明治二九、一二、二六	集會及政治法律	以	有	第十回	明治三十八年十二月六日衆議院決議、貴族院未決
明治三一、五、二〇	集會及政治法律	工務部外務省	第十一回	明治三十一年五月二十七日衆議院決議、貴族院未決	
明治三五、三、二一	保安條例廢止法律	金山往岸	第十二回	兩院可決	
明治三六、二、四	保安條例廢止法律			法律第十六号	
明治三三、二、二	治安警察法	政	付	第十四回	兩院可決
明治三三、三、九	治安警察法				法律第三十六号
大正三、一、二〇	市成令發止法公布				勅令第四号

明治三五、一	豫武令	勅令	勅令第十一号	衆議院保安委員會未決、豫武令出案、伊藤大八外四名提出
明治三五、五、六	集會及政治法律	未決豫武令	第十三回	衆議院保安委員會未決、豫武令出案、伊藤大八外四名提出
明治三五、五、九	集會及政治法律	伊藤大八外四名	第十三回	衆議院保安委員會未決、豫武令出案、伊藤大八外四名提出
	政談集會及政治法律		第十三回	衆議院保安委員會未決、豫武令出案、伊藤大八外四名提出
明治三五、二、三九	集會及政治法律	伊藤大八外四名	第十四回	衆議院保安委員會未決、豫武令出案、伊藤大八外四名提出
明治二六、四	集會及政治法律			法律第十四号
明治二五、一、二九	政談集會及政治法律	九月外務省	第十四回	十二月十二日消滅
明治二五、一、二九	集會及政治法律	九月外務省	第十四回	明治三十八年二月六日衆議院決議、貴族院未決

改正法素提出来項調査表 (別表及所訂規定、変更及新訂)
新設、改訂の規定、変更、新訂

現行法	改正法素	提出議會
第二條 政治ニ于テ公衆ヲ會同スル 集會ヲ開カントル者發起人ノ定ムル 發起人ノ到達スル時間ヲ除キ開會三 時間以前ニ集會ノ場所ヲ月日時 ヲ會場所並ニ發給警察及警署ニ 届出シ 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議決 選舉準備ニ爲ニ選舉權ヲ行 フ者及被選舉權ヲ有スルモノ ニ限リ會同スル知ノ集會ハ投票ノ 日ヨリ前五十日間ハ本条ノ二款ニ 準ジ要セス	政治ニ于テ公衆ヲ會同スル集會 ヲ開カントル者ハ發起人ヲ定メ發給 警察及警署ニ届出シ 選舉權ヲ行フ者及被選舉 權ヲ有スル者ニ限リテ公衆ニ改 メ	第四十二議會 (植原悦二郎) 第四十三議會 (法政一) 第四十四議會 (浜田國松) 第四十五議會 (法政一)
第三條 公衆ニ于テ組織又公衆 集會ノ以テ選舉權ヲ行フ者及被選舉 權ヲ有スル者ニ限リテ公衆ニ改 メ	又ハ第二條ニ準ジテ制 ス	第四十二議會 (植原悦二郎) 第四十三議會 (法政一) 第四十四議會 (浜田國松)

本館外に於て公衆ヲ合同シ
 八、シテ運動セトスルヲハ
 九、シテ運動セトスルヲハ
 十、シテ運動セトスルヲハ

「室外に於て公衆ヲ合同シ」ヲ第三系
 一、集會ニ非スルテ屋外に於て公衆
 二、合同シ之ヲ改ム
 三、時局ヲ「六時」ニ改ム但し
 地方状況ニ依リ命令ヲ以テ十二
 時間迄ノ範圍内ニ於テ適宜之
 シ定ムコトヲ得

十二時間「六時」ニ改ム

「第一項中、第三号ヲ第五号ニ改ム」
 第二項中、第三号ヲ第五号ニ改ム

「第一項中、第四号中教員ノ下ニ市
 民大生及專門学校ニ依ル学校
 教員ヲ除ク」ヲ加フ

「第一項中、五号ヲ刪ル」

「第一項中、第六号ヲ「十四」ニ
 改ム」

第二十七議會(日野山明)
 第二十八議會(日野山明)
 第二十九議會(日野山明)
 第三十議會(日野山明)

第四十二議會(植原俊二市)
 第四十三議會(植原俊二市)
 第四十四議會(植原俊二市)
 第四十五議會(植原俊二市)

第四十二議會(植原俊二市)
 第四十三議會(植原俊二市)
 第四十四議會(植原俊二市)
 第四十五議會(植原俊二市)

第四十三議會(植原俊二市)
 第四十四議會(植原俊二市)
 第四十五議會(植原俊二市)

本館外に於て公衆ヲ合同シ
 政治集會ニ合同シ若シ其趣起
 八、シテ運動セトスルヲハ
 九、シテ運動セトスルヲハ
 十、シテ運動セトスルヲハ

「第一項中、第七号ヲ刪ル」
 第二項中、第七号ヲ刪ル

「第二項中、第七号ヲ刪ル」
 第二項中、第七号ヲ刪ル

「第二項中、第七号ヲ刪ル」
 第二項中、第七号ヲ刪ル

「第二項中、第七号ヲ刪ル」
 第二項中、第七号ヲ刪ル

「第二項中、第七号ヲ刪ル」
 第二項中、第七号ヲ刪ル

第二十七議會(日野山明)

第二十八議會(日野山明)

第二十九議會(日野山明)

第三十議會(日野山明)

第三十一議會(日野山明)

第三十二議會(日野山明)

第三十三議會(日野山明)

第三十四議會(日野山明)

第三十五議會(日野山明)

第三十六議會(日野山明)

第三十七議會(日野山明)

第三十八議會(日野山明)

第三十九議會(日野山明)

第四十議會(日野山明)

第四十一議會(日野山明)

第四十二議會(日野山明)

第四十三議會(日野山明)

第四十四議會(日野山明)

第四十五議會(日野山明)

第十條 集會於元講談論
議ニシテ前條ノ規定ニ違ハ
ズ其他安傳秩序ヲ紊ル者
ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認
ム場合ニ於テハ警察官ハ其
人ノ講談論議ヲ中止スル
ニトシ得

第十七條 左ノ各号ノ目的ヲ
以テ他人ニ対シ暴行脅迫ニシテ
誹謗又ハ第二号ノ目的ヲ以テ
他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコ
トヲ得ス
一 労働ニ余件又ハ報酬ニ于テ
共同ノ行動ヲ為スキ団体ニ加
入セシメスハ其ノ加ハクナルコト
ニ同意解任又ハ同意罷免ヲ遂
行スル使用者ヲテハ力務有テ
解任トシノ若ハ力働ニ從ハズル

「遠背」とラ「遠背」とルニ改メ
「具」他女宿序ヲ系ホレ風
俗ヲ害スルニ害アリト認ムル
謝ル
「遠背」其「他」果ニ宿序ヲ系ホレ
風俗ヲ害スルニ害アリト認ムル
「遠背」とルニ改ム

第十七條 削除

第四十二議會（植原悅二郎）
第四十三議會（渡邊一市）
第四十四議會（渡邊山松）
第四十五議會（渡邊一市）
第四十二議會（植原悅二郎）
第四十三議會（渡邊一市）
第四十四議會（渡邊山松）
第四十五議會（渡邊一市）
第四十二議會（植原悅二郎）
第四十三議會（渡邊一市）
第四十四議會（渡邊山松）
第四十五議會（渡邊一市）

第十四卷（浜田、松本）
第十五卷（横山、金太郎）

ノ申比テ控度モシメ又公方格者
トシテ度傳スルノ申比ヲ拒絶セ
シムルコト
三、劣劣多件入ハ報酬ニ于テ相主
方ハ承認ヲ強フルコト
耕作ノ目的ニ出スル土地賃借借ノ条
件ニ于テ承認ヲ強フル為相主方
ニ對シ暴行脅迫若ハ公然誹謗
スルコトヲ得ス
其十八條、行政官署ハ其官署秩序
ヲ保持スル為必要ト認めルトハ其器
具、物品又ハ武器ヲはにミタル物件ノ
携帶ヲ禁スルコトヲ得

行政及社ハ安寧秩序ヲ保持スル
爲メ必要ト認ルルキハ戒嚴、爆
物又ハ戒嚴ヲ仕込ミタル物付テ候常
ニ若ハ許可ヲ得スレテ之ヲ所持スル
コトヲ禁止スルコトヲ得

第十六議會（蘇金作）

第四十三議會(西漢一節)
第四十四議會(漢四一節)
第四十五議會(漢四二節)

第三十條 第三十七條ニ違背スル
 者二月以上六月以下ノ重懲罰ニ
 二三兩以上三十兩以下ノ罰金ヲ附加
 ス使用者ノ同盟解ニ在スルハ勝者
 同盟懲罰ニ加處セズル者ニ對シテ
 暴行ノ旨追シテ在公並排毀スル
 者亦全レ

削除

383110

第四十五議會迄

治安警察法中改正法案提出條項調

警

保

局

383111

目次

- 一、治安警察法中改正法案提出條項調
- 二、現行法对照治安警察法改正法律案（草案）
- 三、治安警察法改正案ニ對スル說明
- 四、治安警察法第七條削除ノ件
- 五、治安警察法改正案ニ對スル參考表

秘

383112

革新俱樂部
治安警察法
改正案議會資料

警

保

局

治安警察法中改正法案提出条項調

條項	現行法	改廢法案	提出議案
第二條	政事ニ于シ公衆ヲ会同スル集會ヲ開カントスルモハ發起人ヲ定ムベシ 發起人ハ到會スル時間ヲ除キ開會三時間以テ集會ノ場所年々月日時ヲ會場所在地ノ警察官及ニ届出ヅベシ	政治ニ于シ公衆ヲ会同スル集會ヲ開カントスル者ハ發起人ヲ定ム必要ニ警察官及ニ届出ヅベシ	第四十二議會(植原悦三) 第四十三議會(清瀬一) 第四十四議會(浜田金松) 第四十五議會(清瀬一)
第三條	法令ヲ以テ組織ニタル議會ノ議決案ヲ行フベキ者ハ該議會ヲ有スル者ニ限リ 被選舉權ヲ有スル者ニ限リ 投票ノ日ヨリ前五十日間ハ本條第二項ノ届出ヲ要ス	選舉權ヲ行フ者及被選舉權ヲ有スル者ニ限リ 公衆ニ改ム	第二十七議會(日野國明) 第二十八議會(今) 第三十議會(野添宗三) 第三十一議會(南 康彦)
第三條	公事ニ于テ結社スル集會ニシテ政治ニ于テサルトモトモ治安警察法ヲ保持スル爲メ届出ヲ必要トスルモノアルトキハ法令ヲ以テ第一條又ハ第二條ノ	「又ハ第二條」ヲ削ル	第四十二議會(植原悦三) 第四十三議會(清瀬一) 第四十四議會(浜田金松)

女子及未成年者ハ公衆ヲ 會同スル政治集會ニ會同シ 若ハ其發起人タルコトヲ得ス 公權利享有者及停止中ノ者ハ 公衆ヲ會同スル政治集會 ノ發起人タルコトヲ得ス		第一項中第五号ヲ削ル		第四十三議會(押川方義) 第四十四議會(同) 第四十五議會(同)	
第二項中第六号ヲ削ル		第四十六議會(同)		第一項中第七号ヲ削ル	
第二項中女子及ヲ削ル		第二十七議會(日野武雄)		第二十八議會(日野武雄)	
第三十議會(日野武雄)		第三十一議會(日野武雄)		第三十二議會(日野武雄)	
第三十三議會(日野武雄)		第三十四議會(日野武雄)		第三十五議會(日野武雄)	

第四條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ 若ハ多數運動シムル時 ハ其發起人タルコトヲ得ス 公衆ヲ會同スル政治集會 ノ發起人タルコトヲ得ス		第一項中第五号ヲ削ル		第四十三議會(押川方義) 第四十四議會(同) 第四十五議會(同)	
第二項中第六号ヲ削ル		第四十六議會(同)		第三十議會(日野武雄)	
第三十一議會(日野武雄)		第三十二議會(日野武雄)		第三十三議會(日野武雄)	
第三十四議會(日野武雄)		第三十五議會(日野武雄)		第三十六議會(日野武雄)	
第三十七議會(日野武雄)		第三十八議會(日野武雄)		第三十九議會(日野武雄)	

第十七條

左ノ谷ノ一曰のヲ以テ他人ヲ
シ暴行脅迫ニ任ス公衆講義
ニ又八才ノ一曰のヲ以テ他
人ヲ誘惑差ハ麻勃ト云トテ

茶

萬餘ノ親愛ニ度背レ共ニ他母
 尊ヲ奉リ余ニ在ルハ倍々愛
 スル共ニアリト認ムル坊合ニ於テ
 ハ誠ニ素戔ノ良人ノ薄涙ヲ論
 感テ平山スルコトヲ得

卷一

此協合於八段蔡皮全外ノ
渠公入多渠ノ意勸義ハ解
衆ノ制限禁止義ハ解故ニ入
ハ全外ノ渠公ヲ解散スルコト
ヲ得（即二疎者略）

第三段ノ潮

第二十八議會（日世急成）
第三十議會（亞添宋三）
第三十一議會（蘭有立考）

全外ハ集合又ハ多量ノ總體
 差ハ群衆ニシテ是等秩序
 奈ニタル場合ニ於テハ
 及ハ集合差ハ群衆ヲ解
 二又ハ運動ヲ制限スル
 所得

第四十二 議會 (東京、橫濱、神戶、大阪、名古屋、京都、福岡、仙台、札幌、旭川、釧路、青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、高松、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長門、大分、熊本、鹿兒島、那覇)

遠皆シタ
 改メ其他家等秩序ヲ奈
 若シ俗ヲ言スルノ意アリ
 認ムルヲ制ル
 遠皆シタ
 奈一君ハ俗ヲ言スル意
 アリ認ムルヲ遠皆シタ
 北次ハ（夢中）

第四十二議金(極東院二部)
第四十三議金(極東院一部)
第四十四議金(極東院一部)
第四十五議金(極東院一部)

他人之誘惑煽動之削也

第四十一議會（山莊）
第四十四議會（同）
第四十五議會（唐山金太即）

十七、条、删、除

才四十二歲會任吳牧二節
才四十三歲會任吳牧一節
才四十四歲會任吳牧一節
才四十五歲會任吳牧一節

協同ノ行動ヲ爲スルニ必要ナル後ニ
加入セシメ又加入スルコト
同協同組合ニ加入スル者ニ
進行公金使用者ニテ事務
者ヲ解任セシメ若ハ労働
ニ従フモノ申込テ拒絶セシ
メ又ハ労働者トシテ三ヶ月
公金申込テ拒絶セシムルニ
ト
二 労働条件又ハ報酬ニ于
テ相対方ノ承認ヲ得ズル
ニト
材料自給ニ出クル土地賃
貸条件ニ于テ承認ヲ
得タル相手方ニ対シ果行
方退止若ハ公金ヲ誹毀ス
ルコトヲ得ズ

383116

大正十二年二月

現行法
對照

治安警察法中改正法律案

(革新俱樂部案)

警
保
局

治安警察法中改正法律案

〔革新俱樂部案〕

〔現行法〕

〔改正案〕

治安警察法中
通改云々

第一條 政治ニ関スル結社ノ主幹者
者（支社ニ在リテ支社ノ主幹者）ハ該社
組織ノ日ヨリ（三月以内ニ）姓名、住所、
事務所及其主幹者ノ氏名ヲ
其ノ事務所ノ所在地ノ警察署ニ
及署ニ届出シ、其ノ届出ノ事

決ニ變更アリタルハ本会ニ

第二條 政事ニ関シ公衆ヲ会同シ集會
ノ制クハ凡ル者ハ發起人ノ定ムルニ依リテハ
別定メキ時ヨリ附キ附会ニ附シハ前ニ集會
ノ場所 年月日時ヲ會場所所在地ノ發
行警察廳長官ニ届出シテ

届出ノ時刻ヨリ三時ヨリ過キテ附
會セズ者ハ三時ヨリ以上中断スルトキハ
届出ハ具ノ効ヲ失フ

法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議決
選舉準備ノ爲ニ選舉權ヲ行
フキ者及被選舉權ヲ有スル者
ニ限リ會同スル所集會ハ投票

第二條 政事ニ関シ
ノ會同スル集會ヲ附キハ
者ハ發起人ノ定ムル會場所
所在地ノ發行警察廳長官
ニ届出シテ

ノ日ヨリ前五拾日ヨリハ本会才ニ取
ノ届出ヲ要セス

第三條 公事ニ関スル該社又ハ集會
ニシテ政治ニ関スルモノトモテ其要寧
秩序ヲ保持スル爲メ届出ヲ必要ト
スルモノアルトキハ命令ヲ以テ第一条
又ハ第二条ノ規定ニ依ラセムルコトヲ得

第四條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ
若ハ多衆運動セムトスルトキハ發起
人ヨリ十二時ヨリ前ニ會同スルキ場所
年月日時及其ノ通過スル道路線
ヲ發行警察廳長官及警察ニ届出シテ
但レ警察講話、學生ニ使ヘ

第四條中「十二時ヨリ」
ハ「十二時」ニ改ム

運動其他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ
此ノ限ニ在ラズ

第五條 左ニ掲グル者ハ政事上ノ結

社ニ加入スルコトヲ得ズ

一、現役及召集中ノ豫備後備陸

海軍々人

二、警察官

三、神及神祇僧侶其他諸宗教師

四、及立、公立私立学校ノ教員學生々

徒

五、女子

六、未成年者

七、公權剝奪及停止中ノ者

383119

未成年者ハ公衆ヲ会同スル政談集会ニ

会同シ若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ズ

公權剝奪及停止中ノ者ハ公衆ノ會

同スル政談集会ノ發起人タルコトヲ得ズ

第六條 日本臣民ニ非サル者ハ政談上ノ

結社ニ加入シ又ハ公衆ヲ会同スル政談

集会ノ發起人タルコトヲ得ズ

第七條 結社ハ法令ヲハテ組織シタ

ル議員ニ対シテ其ノ發言表決ニ付

議會外ニ於テ責任ヲ負ハシムル規

定ヲ設クルコトヲ得ズ

第八條 其寧秩序ヲ保持スル為ニ必

要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外

第五條第一項中第三ノ字

乃至第五條ヲ別リサ第七

條ヲ左ノ如ク改メ第七

條第四條ニ改ム

三十四歳ニ滿タサル者

同條第二項中「未成年者」

ヲ「十四才ニ滿タサル者」ニ改ム

集会又ハ多衆運動若ハ群衆ヲ
 制限禁止若ハ解散シ又ハ登内ノ
 集会ヲ解散スルコトヲ得
 結社ニシテ前項ニ該當スルトキハ内
 務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得又場所
 合ニ於テ違法處分ニ依リ權利ヲ侵
 害セシメリトスル者ハ行政裁判所
 ニ出訴スルコトヲ得

勅若ハ群集ニシテ安寧
 秩序ヲ紊シタル場合ニ於テ
 ハ警察官ハ集会若ハ群
 集ヲ解散シ又ハ運動ヲ
 制限スルコトヲ得
 同条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ
 加フ
 屋外集会又ハ多衆ノ集
 動若ハ群集ニシテ安寧
 秩序ヲ紊スル虞アル場合ニ
 於テハ警察官ハ地方官
 ノ許可ヲ得テ集会若ハ群集
 ヲ解散シ又ハ運動ヲ制限

第八條 集会ニ於テハ重罪ノ豫
 審ニ付スル事項ヲ公判ニ附セサルハ
 ニ講談論議スルコトヲ得ス
 集会ニ於テハ犯罪ヲ煽動若ハ凶犯
 ニスル犯罪人若ハ刑事被告人ヲ陪
 審スルノ講談論議ヲ為スコトヲ得ス
 第十條 集会ニ於ケル講談論議

同条第二項中「此の場合ニ於テ
 違法處分ニ依リ權利ヲ侵害
 セシメリトスル者ハ行政裁判所ニ
 出訴スルコトヲ得」ヲ削ル
 (包括的ニ第三十二條ニシ
 移シタリ)

第十條中「又皆」ヲ他文

ニシテ前條ノ規定ニ違背シ其但
女憲秩序ヲ紊レ若ハ風俗ノ害
スル虞アリト認めル場合ニ於テハ警察
及ハ其ノ人講話淨漢ヲ申スル
コトヲ得

第十一條 該社ハ集会スハ多衆運動ニ
關シ警察及ノ許可アリタルトキハ主幹
者、會長、教員人ニ於テスハ警察及ノ主
ル社員若ハ主タル會同者ト認めルニ於

憲秩序ヲ紊レ若ハ風俗ヲ
害スル虞アリト認めルシ違背
シタルニ改メタル一取ヲ加フ
集会ニ於テハ講話淨漢ニシテ
各項規定ニ違背シ其
秩序ヲ紊レ若ハ風俗ヲ害ス
ル虞アル場合ニ於テハ警察及ハ
地方長及許可ヲ得テ其講話
淨漢ヲ申スルコトヲ得

383121

ノ之ヲ除クヘシ

警察及警察ノ制限ヲ著シタル警察
及シ派遣シテ政事ニ關シ公衆ヲ會同
スル集会ニ關係セシムルヲ得、其集
會ニシテ政事ニ關シサルモノトモ警察
秩序ヲ妨害スルノ虞アリト認めルトキ
亦同シ

此ノ場合ニハ發起人ニ於テスハ警察及
ノ主タル會同者ト認めル者ニ於テ警察
及ノ要求スル事ヲ供スヘシ
第十一條 集会スハ多衆運動ノ場合
ニ於テ故テハ喧擾シ又ハ狂暴ニ涉ル者
ノトキハ警察及ハ之ヲ制止シ其ノ會

後ハサルトキハ現物ヲ返去セラル
ト得

第十三条 集會及多衆ノ運動ニ於
テ武器ハ必ス帶スルコトヲ
得ル但シ制規ニ依リ武器ヲ携帯
スル者ハ必ス限ニ在ラス

第十四条 秘密ノ法ハ之ヲ禁ス
第十五条 法令ヲ以テ強シタル議
令ノ議及議事準備ノ爲ニ相圖
結スルモノニ對シテハ第一条及第五条
ヲ適用セス

第十六条 街頭其他公衆ノ自由ニ
交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ又其

383122

圖畫、詩歌、揚示、頒布、朗讀若
ハ放吟スル言語形容其必作爲
之爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ紊
レ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認
ムルキハ警察長ニ於テ禁止ヲ命
スルコトヲ得

第十七条 左ノ各條ノ目的ヲ以テ
第十八条 削除

他人ニ對シテ暴行脅迫シ若ハ公然
誹毀シスルハ第二條ノ目的ヲ以テ他
人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス
一、分隊ノ條件又ハ報酬ニ關シテ協同
ノ行動ヲ爲スルハ團體ニ加入セシメ
スハ其ノ加入ヲ妨グルコト

一、同業解雇若同業公認業ヲ
 遂行スルカ爲メ使用者ヲシテ之カ
 務者ヲ解雇セシメ若ハ事務ニ後
 事ハル申込ヲ拒絶セシメ又ハ事務者
 ヲシテ事務ヲ停廢セシメ若ハ事務
 務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒
 絶セシムルコト
 三、労働ノ條件スハ報酬ニ關シ相手
 方ノ承認ヲ得ルコト
 耕作ノ目的ニ出クル土地賃貸借ノ條
 件ニ關シ承諾ヲ得ルカ否相手方
 ニ對シ暴行ヲ得迫レ若ハ公然誹
 毀スルコトヲ得ス

383123

第十八條 行政官廳ハ安寧秩序
 ヲ保持スルカ必要ト認ムルトキハ戒
 嚴、暴発物又ハ武器ヲ仕込ミタル物
 件ノ携帶ヲ禁スルコトヲ得
 第十九條 第一條ニ違背ミタル者ハ三
 十圓以下ノ罰金ニ處シ第一條ニ適合
 シ爲スモ違フハラセサル者ハ五十圓
 以下ノ罰金ニ處ス
 第二十條 第二條第一項又ハ第二項
 ニ違背ミタル者ハ二十圓以下ノ罰金
 ニ處シ第二項ノ雇出ヲ爲スモ違フハ
 ラセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二十一條 第四條ニ違背ミタル者

第二十一條 第二條ニ違背
 シタル者ハ二十圓以下ノ罰
 金ニ處ス

ハ二十四以下ノ罰金ニ支レ第四條ノ
出シヲ爲スル者ハ三十一
同以下ノ罰金ニ支ス

第二十二條 第五條又ハ第六條ニ違
背シタル者ハ二十四以下ノ罰金ニ支
ス 第五條又ハ第六條ニ違背シ入社セ
シタル者亦同シ

第二十三條 第八條第一項ノ制限ニ
ハ禁止ノ令ニ違背シ入解散ヲ令
セシタル後仍退散セサル者ハ二月以
下ノ輕禁錮又ハ三十日以下ノ罰金
ニ支ス

第八條第二項ノ禁止ノ令ニ違背
シタル者ハ六月以下ノ輕禁錮又ハ百日
以下ノ罰金ニ支ス

第二十四條 第九條ニ違背シ又ハ第十
條ノ中止ノ令ニ違背シタル者ハ三月
以下ノ輕禁錮又ハ十日以上五十日以
下ノ罰金ニ支ス

第二十五條 第十一條第一項ノ規定ニ
ハス若ハ第六條又ハ第七條又ハ第二
項ノ場合ニ於テ該條及ノ臨監ヲ拒
ミ若ハ其求ルル者ヲ供セサル者ハ
五十日以下ノ罰金ニ支ス

第二十六條 第十二條ニ依リ退去シ
余セシタル後仍退去セサル者ハ一月

第二十三條第一項中「若、
禁止ヲ別シ

第二十三條、第二十四條、第
二十六條、第二十七條、第
二十八條及第二十九條中
「輕禁錮」ヲ「禁錮」ニ改メ

以下ノ輕禁錮スハ二十四以下ノ四計
金ニ要ス

第二十七條 第十三條ニ違背シタ
ル者ハ三月以下ノ輕禁錮又ハ五十円
以下ノ四計金ニ要ス

第二十八條 秘密ノ結社ヲ組織シ
又ハ秘密結社ニ加入シタル者ハ六月
以上一年以下ノ輕禁錮ニ要ス

第二十九條 第十六條ノ禁止ノ余
ニ違背シタルモノハ一月以下ノ輕禁
錮又ハ二十円以下ノ罰金ニ要ス

第三十條 第十七條ニ違背シタ
ル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮

第三十條、別添(第十七條)

383125

ニ違フ三回以上三十回以下ノ四計金
ヲ附加ス 使用者ノ同盟解任人ハガ
ル者ノ同盟業務ニ加盟セサル者ニ
對シテ暴行脅迫シ若ハ公然誹毀
スル者亦同シ

第三十一條 第八條ノ禁ヲ犯シタル
者ハ六月以下ノ重禁錮ニ要ス
第三十二條 本法ニ關スル公訴ノ時効
ハ六月トス

第三十一條中「重禁錮」
ヲ禁錮ニ改ム

第三十二條ノ二小段ニ依

行政及裁判命令若ハ違
法第八條第二項又ハ第十
條第三項ノ許可ヲ付シテハ
右三新設ヲ爲シ又ハ行政

第三十三条 集會及政社法ハ之ヲ
廢止ス

裁判所ニ出訴スルニ得

383126

大正拾二年二月

革新俱樂部
治政警察法
改正案ニ對スル説明

秘

警

保

局

383127

目次

第二條改正一件	二
第四條中改正一件	四
第五條中改正一件	五
第八條中改正一件	八
第十條中改正一件	一
第十七條刪除一件	一四
第二十條改正一件	一五
第二十三條改正一件	一六
第三十條刪除一件	一六
第三十一條中改正一件	一六
第三十二條三追加一件	一七

一七 一六 一六 一六 一五 一四 一 八 五 四 二

383123

○ 第二條改正ノ付

(本改正案ハ第四十二議會以後毎議會旧必民衆
討論議案ヲ衆議院ニ提出レ政府ハ常ニ之ニ
及對シ承認會ニ於テモ亦採決セラレサリモノナリ)

本改正案ノ要旨ハ政治集會ノ屆出ヲ極メテ簡易ニ爲
サントスルニ在リテ主トシテ

- 一、屆出時限(三時)ヲ前ナル制限(一)ヲ削除スルコト
- 二、集會ノ場所年月日時ヲ屆出シメサルコト
- 三、選舉準備ノ爲メニスル集會ニ付テモ亦屆出ヲ爲
サシムルコト

ノ三點ニ存ス

改正案ノ理由トシテハ政治ニ關スル集會ハ常ニ屆出ヲ
爲サシムルヲ以テ定レリトスヘク三時爲限ニ屆出シムル

制限の規定ノ如キハ集会ノ自由ヲ餘リニ拘束スルモノ
ニシテ其ノ必要ナク人場所日時等ノ届出事項ノ如
キモ持ニ之ヲ届出シムルコトナク自由ニ之ヲ變更スルコト
ノ得セシムルヲ適當トストムフニ在ルモノノ如シ

政府ノ意見

一ノ届出時間ノ制限ヲ削除スルコトニ關シテハ同意ス
ルコトヲ得ル、届出ト集会開始トノ間ニ相当ノ時間ノ
餘裕ヲ存スルニ起レバ取締ニ關スル準備ヲ為
スノ暇ナク事實取締ヲ為スコト能ハサル場合ヲ
生スヘキヲ故ニ時間ノ制限ハ之ヲ撤廢スルコト能ハ
サルモノトス、而シテ集会取締ノ為メニ警察警察
ヲ召集派遣シ其ノ他適當ノ取締準備ヲ為
ス為ニ現行法ノ如ク少ナクとも三時間以前ニ

届出ヲ為サシムルコトヲ必要トス

383129

警察廳ハ三時間維持ノ意見ヲ有ス
三時間ヲ必要トスル理由ハ警察廳ニ届出アリタル時
巡査ノ召集配置ヲ為スニ三十分ヲ要ス三時間ノ餘裕アルコト
ヲ要ストト點ニ基クモノナリ

〔外法立法例〕

- 佛蘭西 二十四時前ハ後
- 伊太利 二十四時前ハ後
- 英吉利 ナレ
- 北米合衆國 ナレ
- 独逸 旧法二十四時前ハ後新法ニ依リ削除
- 捷太利 旧法三日前

(二) 集會ノ場所年月日時ヲ豫メ届出ラシムルノ規定
ヲ削除スルコトニ關シテハ同意スルコトヲ得人

后ノ規定ヲ削除スルトキハ表面上集會ノ場所日時
ヲ警察及署ニ於テ知ルコト能ハス後テ取締ヲ
爲スニト能ハサルノ結果トナルヘレ又縱令予メ之ヲ聞
知レ得ル場合ニ於テモ主幹者ニ於テ臨機ニ集
會ノ場所日時ヲ變更スルカ如キコトアラハ之亦取
締ヲ爲スニト能ハサルニ至ルヘキヲ以テ本案ニ對シテハ
同意シ難キモノトス

(三)

ノ選挙準備ノ爲ニスル集會ハ投票日より前五
十日間ハ届出ヲ必要トヒサル規定(現行法第四項)
ハ本案ニ依レハ之ヲ削除スルノ結果右ノ集會モ亦
総テ届出ヲ必要ト爲スニ至リ反テ現行法ニ比ス

383130

ム
レハ嚴重ナル制限ヲ存スルコトナリ適切トラスト認

之ヲ要スルニ本改正案ノ主眼トスル所ハ届出時間ノ制
限ヲ撤去シルヲ届出ヲ簡單ニ爲サントスルニ在リト至
テ取締ノ必要上政府ハ本改正案ニ同意シ難キモノ
トス

第四條中改正ノ件

（本改正案ハ第四十二議會以後毎回由本民光郎爲
議長ヨリ提出スラレルモノニテ政府ハ之ニ反對シ委實會

ニ於テモ亦常ニ採決スラレサリニモナリ）

本案ノ要旨ハ屋外集会多衆運動ニ関スル届出時間十二
時間前トアルヲ六時間ニ短縮スヘルト云フニ在リ其ノ理由
ハ之等ノ合同運動等ノ取締ハ相当ノ準備時間ヲ要スヘ
ルニ由テ通達交通ノ機關ノ發達シタル今日ニ於テハ十二時以
ノ餘裕ヲ置クノ必要ナク六時間ニ短縮スルモ支障ナカルベシ
トノ意ニアルモノ也

政府ノ意見

本項十二時間前トル制限ノ立法上ノ趣旨ハ屋外集会
運動等ノ取締ニハ相當ノ準備時間ヲ要スルノ根據

383131

ニ基クモノニシテ今日ニ於テハ立法當時ニ比シ通信交通
ノ機關ノ發達シ時間ヲ短縮スルコトヲ正当ト認メラレサ
ルニアラスト雖モ一面立法當時ニ比シ集会其ノモノノ範圍モ
拡大シ會衆モ亦多數ニ昇リ後ツテ多數ノ人々ヲ要
シ殊ニ近時住宅等ノ關係ニヨリ要スル召集モ困難
ナルモノアリテ六時間ニ短縮スルニハ同意スルヲ得ス然レ
モ警察上ノ要求ハ寧ロ現行法ヲ存置シ十二時間ノ餘裕
ヲ欲スルモ強テ短縮スヘキ主張ヒラルニ於テハ八時以
前トナスニ支障ナシ

〔外立立法例〕

ハ蘭西	二十四時	英法	十二
伊太利	二十四時	米法	十二

第五條中改正ノ件

(本改正案ハ第二十七議會以後毎議會由本氏先所屬議員及議員會議員等より衆議院ニ提出シ政府ニ於テハ之ニ反對シ安否會ニ於テ亦採決セラレザリシモノニ係ル但第二項中女子ニ關スル規定ニ付テハ才四拾五議會ニ於テ政府ハ其ノ削除ニ同意シ安否會採決ノ結果遂ニ法律ニ改正シ見タルモノトス)

本案ノ要旨ハ

一、政治諸社加入ニ關シ

(1) 神及神職僧侶其他諸宗教師

(2) 及之公立私立學校ノ教員學生等

(3) 女子

ノ解禁シ

(4) 「未成年者」ヲ「十四歳ニ滿タル者」ニ改メ

ニ改メ

(二) 政談集會ノ會同及發起人タルモノヲ得ナル「未成年者」ヲ「十四歳ニ滿タル者」ニ改メトスルニ任リ

ニ改メトスルニ任リ

其ノ理由ハ是等ノ者ハ時代ノ趨勢ニ伴ヒテ最早政治加入ヲ禁止スルノ必要ナク寧ロ進シテ之ニ加入セシムル機會ヲ得セシメ政治上ノ權利ニ關シテハ一般國民ト之ヲ同等ニ取扱フコトトナスヲ以テ適當トストムフニ在ルモノ、如シ

政府ノ意見

本案中

(1) 神及神職僧侶其他諸宗教師ニ付テハ是等ノ者ハ特ニ重要ナル社會的使命ヲ有レ諸社ニ加入シテ

政治ニ熱中スルカキコトアリテハ其ノ影響大ナルモノ
 ルノミナラズ其ノ職務關係ニ於テ氏子信託等一般社会
 ニ對シ特殊ノ權力關係ヲ有スルモノナルカ故ニ政社ニ加入
 ニ其ノ權カヲ濫用スルカ如キコトアリテハ弊害甚ト
 カラサルモアルカ故ニ現行法ノ如ク之ヲ禁止スルコトヲ
 必要ト認ム。

(2) 學校教員ニ在リテモ亦特ニ重要ナル教育事務
 ニ從事スルモノニテ政治ニ熱中スルコトハ其ノ職務ト
 相容レサルモノト認ム殊ニ小學校教員ノ如キニ在リテハ
 其ノ弊害最ニ甚ダシクモアルヘシ唯專門學校程度
 以上ノ學校ノ教員ニ在リテハ其以下ノ他ノ學校ノ教員ト
 異リ國民ノ基礎的教育ニ携ハルモノニ非ズ殊ニ現在
 衆議院議長タル大學教授講師等アル位ナレハ政

社加入ヲ禁止スルコトハ或ハ其ノ矛盾スルノ觀ナキニモア
 ラズ既ニ第三十一議會ニ於テ之等ノ者ニ對シテ解禁ス
 ルノ修正案ヲ衆議院委員公ニ於テ提出シ同院ノ通
 過ヲ見クル關係モノレハ現行法ニ但書ヲ附シテ之ヲ除
 クハルコトニ關シテハ敢テ反對スルモノニアラス又學生之徒ニ對シ
 テハ是等ノ學業期ニ在リテ專心勉學ニ從事スヘトモ
 ナルカ故ニ政社加入ヲ禁止スヘトモトス

(3) 女子ノ解禁スルコトニ關シテハ第四十五議會ニ於テ政
 談集會會同及發起人タルコトヲ得ルヲ認メ法律ノ政
 ニシテ見タリト雖モ政社ニ付テハ基礎性ヲ有シ且意志
 シ拘束スルノ力強ク政談集會ノ場合ト同一ニ論スルコト
 能ハサルモノアリ而シテ我々女子ハ政治的智識尚幼
 稚ニシテ男子ト同様ニ政社加入ヲ爲シタルコトハ今日其ノ

必要ナキノミナラス弊害アルモノト認ムラル、故ニ今迄ニ
之ヲ削除ニ同意スルニ能ハス

人未成年者ヲ「十四歳ニ満タル者」ニ改ムルニ関シテ
ハ我々氏ノ發育状態ニ於テ未成年者ハ比較的ニ思
慮淺薄ニシテ尚修養時代ニ属スルモノト云フ可ク政
社ニ加入スルハキハ弊害甚タシキモノト認メラル、
シテ現行法ノ如ク未成年者ニ對シテ之ヲ禁止スルニ
トシ適當トス

(二) 政談集會ニ會同レヌハ發起人タルコトヲ得ナル者ニ関
シ「未成年者」ヲ「十四歳ニ満タル者」ニ改ムルニ付テハ前
ニ述ベタル如ク未成年者ハ身心未熟ニシテ惡意
未ダ定マラス政談集會ニ會同レヌハ其ノ為發起人ヲラレハ
ニハ弊害アリラ益スル所ナク故ニ容ニ之ヲ禁止スルニ適當

ハ「未成年者」ヲ「十四歳ニ満タル者」
ニ改メ

(二) 政談集會ニ會同及發起人タルコトヲ得ナル「未成年者」
ヲ「十四歳ニ満タル者」

ニ改メトスルニ付

其ノ理由ハ是等ノ者ハ時代ノ趨勢ニ伴ヒテ最早政社加入
ヲ禁止スルノ必要アリ、寧ロ進ニテ之ニ加入スルノ機会ヲ
得セシメ政治上ノ權利ニ關シテハ一般市民ト之ヲ同等ニ取扱
フコト、ナスヲ以テ適當トストムフニ在ルモノ、如シ

政府ノ意見

本案中

ハ、神及神職僧侶其他諸宗教師ニ付テハ是等ノ
者ハ特ニ重要ナル社会的使命ヲ有シ、政社ニ加入スル

政治ニ熱中スルカキコトアリテハ其ノ影響大ナルモノアリ
ルノコトヲ入其ノ職務關係ニ於テ氏子生徒等一般社會
ニ對シ特殊ノ權力關係ヲ有スルモノナルカ故ニ政治ニ加入
シ其ノ權カヲ濫用スルカ如キコトアリテハ弊害甚ク
カラサルモノアルカ故ニ現行法ノ如ク之ヲ禁止スルコトヲ
必要ト認ム。

(2) 學校教員ニ在リテモ亦特ニ重要ナル教育事務
ニ從事スルモノニシテ政治ニ熱中スルコトハ其ノ職務ト
相容レサルモノト認ム殊ニ小學校教員ノ如キニ在リテハ
其ノ弊害最モ甚クモアルヘシ唯專門學校程度
以上ノ學校ノ教員ニ在リテハ其以下ノ他ノ學校ノ教員ト
異リ國民ノ基礎的教育ニ携ハルモノニ非ズ殊ニ現在
衆議院議員タル大學教授講師等アル位ナレハ政

並ニ屋內集會ノ解散ノ處分ヲ認メサルコト

(三) 第一項ノ改正ニ依リ治安秩序保持ニ關スル認定ヲ与
ヘサル結果更ニ之ヲ緩和シテ治安秩序ヲ紊ム虞アル
ル場合ニ於テハ警察長官ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受
ケテ刑罰ノ處分ヲ行使セシムル規定ヲ設クルコト

(四) 現行法第二項中行政裁判所ニ出訴シ得ル規定ヲ
削除スルコト

ニアリテ其ノ理由ハハ及ニハ現行法ノ如ク認定ノ場合ニ
臨機ノ處分ヲ得セシメ而モニ警察長官ノ認定ニ委スルガ
如キハ人權ヲ蹂躪スルノ場合ヲ生シ易ク自由ノ拘束ニ過ク
トノ杞憂ニアルカ如ク又(三)ニ付テハ警察長官及ニ認定ノ權ヲ与
カルノ結果取締上ノ支障ヲ緩和スルヲ爲持ニ之ヲ設ケン
トシタルモノニシテ從來ノ提議ニ於テハ其ノ例ヲ見サル所

（四）ニ付テハ行政秩序ノ妨害ヲ擴張シ得ルニ付テハ
テントムルニアリ

政府ノ意見

（一）ノ点ニ関シテ現行法ヲ「安寧秩序ヲ紊ルル場合」ニ限
定スルハ既ニ安寧秩序ヲ紊ルルノ状況ニ至ル迄ハ
取締ニ付テハ手段ヲ講スルニ能ハサル結果トナリ取
締ノ目的ヲ達シ難キ場合ヲ生スニ付本改正ニ対シ
ノハ同意スルコトヲ得ス即チ集会多衆運動群衆ノ
場合ニ於テ其ノ情勢ニ依リ事端ノ発生セサル以前
ニ於テ之ヲ豫知シ得ルコトヲ得ル場合ニ於テ
事案ニ適當ナル措置ヲ講シ或ハ之ヲ制限スルハ
解散スルニ非ケレバ後ニ事態ヲ緩和セシメ逐次收拾
スベカラサルニ至リ取締ノ不可成ニ陥ルニ至ラレトモス

383136

警察ノ取締ハ能ク事件ノ推移ヲ察シテ事後
ヲ査査セシメサレバ其ノ最良ノ手段ト爲スルハ事案ニ
於テ之ヲ過スルハトハ實際ニ於テ殆んど取締ノ効果ヲ
生セサルニ至ルヘキヲ以テ本案改正ハ適當ナラザル
ナラス又チ警察取締ノ目的ニ反スルモノトモナレ

（二）ノ点ニ関シテハ室外集会及群衆ノ解散並ニ多衆
運動ノ制限ノミヲ認メ集会及群衆ノ制限禁止
運動ノ禁止解散並ニ室内集会ノ解散並ニ多衆
運動ノ禁止集会及群衆ニ対シテ之ヲ制限禁スル
コト能ハサル爲メ取締ニ適當ノ時機ヲ失ヒ爲メ解散
後ニ取締ヲ爲スニ能ハサルニ至ルノ虞アリ殊ニ解
散ノ処分ヲ認ムル以上ハ事前ノ状態ヲ察シテ適當ニ之
制限スルハ到底事態ノ発生ヲ避ル難シト認ムルハ

場合ニ於テ之ヲ禁止スル以テ治吏ノ維持ヲ圖ルコトハ
察取締ノ目的ヲ達スル上ニ於テ最も必要ナリト後人
シテ衆運動ノ場合ニ付テモ之ヲ禁止解散シ能ハスト局
ナハ取締上強ニト不可能ノ場合ヲ生スベク或ハ巧少ナ
ル下段ニ依リ事ヲ漸ク急進シ遂ニ收拾スル能ハト
ルニ至ルコトモ亦想像スルニ難カラズ故ニ本案ニ對シ
モ亦同意スルニト融ハス

又全辦集會ニ付テハ如何ナル場合ニ於テモ解散ヲ
為スコトヲ得スト爲スハ取締上ノ不便點トカラリトモ
アルヲ以テ之亦總計ニ同意スルニトヲ得ス

三ノ治安秩序ヲ紊ス虞ナル場合ニ於テ警察長及ハ
地方長及ハ許可ヲ得テ前段ノ条ニ付テ得ルノ規
定ヲ設ケハトスル改正案ニ付テハ亦政府ニ於テ賛成シ

予ナリトス即チ個々ノ場合ニ於テ其ノ都々地方
長及、指揮ヲ受クヘキコトナストキハ事實上其ノ暇ナキ
コト多ク從テ本案ハ強ニト存在ノ理由ヲ没却スルト同
様ニレテ極端ノ処置ヲ為スコト能ハサル為メ結局治安
秩序ヲ保持スルコト能ハサルニ至ルヘシ

集會運動等ノ取締ニ於テハ警察長ニ監視ノ責
任ヲ負スノ権能ヲ付与スルニハ最も必要ニシテ之ニ依リ
テ能ク適切ナル処置ヲ講ニ事端ノ發生ヲ防止
スルコトヲ得ヘキモノニシテ餘リニ取締及憲ノ権限ヲ束
縛スルカ如キハ歐ニ結句取締ノ不可能ヲ来スニ至ル
可シ殊ニ現行法ニ於テモ地方長及ハ監督ノ責任上
常に周到ナル考慮ヲ払ヒ取締ノ旨ニ當ル警吏警察
對シ詳細ナル訓示指示ヲ為シワ、アレハ如何ナル場

令ニ於テモ下級官吏ノモ理解ニ不当ナル取締ヲ行ヒ
権力ヲ濫用スルカ如キコトナキモノトシテハ現行法
ノ規定ハ實際取締ノ必要ニ特ニ其ノ位置ヲ要ムル
ト認ム

(四) 行政訴訟ニ關スル規定ノ削除ニ關シテハ分三ノ条
ニテ干スル部ハ一於テ説明スル

383123

○第十四條中改正ノ件

(本改正ハ第四十二議會以降毎回旧国民党所
屬議員ヨリ提案セラレタルニシテ政府ニ於テハ之ニ
反對シ委員會ニ於テモ亦採決セザリシモノニ係ル)
改正ノ要旨ハ

- 一 刑事事件ニ關連シタル講談論議ノ中上ヲ認メ、女
子秩序ヲ紊レ風俗ノ害スル虞アル講談論議ニ付
テハ之ヲ權限ヲ与ヘサルコト
- 二 女子秩序ヲ紊レ風俗ヲ害スル虞アル場合ニ於テハ地
方長官ノ許可ヲ得テ講談論議ヲ中止スルコトヲ得
ルコト

ニ在リ、其ノ理由トスル所ハ言論ノ自由ハ尊重スルノ際
認及ノ認定ニ依リテ制限スルカ如キハ現在ノ警察官

智識程度ニ於テハ濫用ニ涉ルノ嫌アリト云フニ在ルモノ

ノ如シ

政付ノ意見

講談論議ニ於テハ直接犯罪ヲ煽動スルコトナシトモモ
極メテ巧妙ナル言語動作等ニ依リテ公安ヲ紊レシムル風ヲ
俗ヲ害スルコトハ有リ得ヘドモ考ヘラル所ナキ矯ノ言辭ヲ
弄レ風俗ヲ害スル醜態ヲ論スルコトモアルヘク巧妙ナル比
喩人ハ言ニ過シキニ依リテ群衆ヲ起シ狂ヒシメ騷擾ノ事
端ヲ誘致スルコトモ亦之ナシトモスル所ナキニ於テ之ニ
對シ取締ノ方法ナキニ於テハ其ノ人心ニ影響ヲ及ボスコ
ト極メテ大トルモノアルヘシ殊ニ出版法(十九條)及身ヲ
戒法(二十三条)ニ於テ之ニ該當スル規定アリ雖之等ノ
法律ニ於テハ内務大臣ノ裁量ヲ為スニ及シ小件ノ場合

ニ於テハ警察及カ監視ニ之ヲ為シ得ルノ義アリトモモ
其ノ要カノ必要ナル理由ニ至リテハ二者同様ナリトモハサル
可カラス若シ言論ノ自由ヲ制限スルノ權限ヲ下級警察
及ニ付スルコトハ往ニシテ之ヲ通用ヲ誤ルノ虞アルヘシトモモ
論者アレトモ斯ル場合ニ對シテハ予ノ監督及於人ノ地方政
府等ニ於テ其ノ責任上詳細ナル訓令指揮等ヲ与ヘンヘ
シ過ラズルコトナリトモモ努力ナルヲ以テ此ノ理由ニ依リテ本條ヲ
改正スヘシトモモハ安當トラス又從來警察及ニ於テ本條ノ
規定ヲ濫用シ其ノ要當ヲ過リタルノ事例ナク一方之
有リトモハ執行ノ任ニ當ル警察長等ヲ能ク訓練シ改善スル
コトヲ以テ適當トスヘク本條改正ニ對シテハ同意ヲ推トモトス
ニ公安秩序ヲ紊レ風俗ヲ害スルノ虞アル場合ニ於テ地
方長官ノ許可ヲ得テ警察及カ監視所定ノ要カヲ為シ

件ノ規定ヲ設クル案ニ付テハ中八条中改正案ニ於ケル場
合ト同様全ク實際ノ適用ヲ見サルコト多ク殆ント空文
ニ過グル結果トナルハキカ故ニ之亦同意レ難キトス

383140

第十七條削除ノ件

(本条中同盟罷工ニ関シ他人ヲ誘惑煽動スル場合
ヲ削除スルノ案ハ第四十一條公四十四、五議會ニ於テ之カ
提案ヲ先ス本条全部ノ削除案ハ第四拾二議會以
降毎回田民黨所屬議員ヨリ提案セラルル所
ナルモ何レモ政府ニ於テ之ニ反對シ委員公ニ於テ亦
採決セラレザリシモノニ係ル)

改正案要旨

(一) 同盟罷業ニ関シ他人ヲ誘惑煽動スル行為ハ之ヲ
罰セラルコト

(二) 労働ノ条件、報酬ニ付テハ國誌ニ加入セシメ又ハ之ヲ妨
グスハ之ニ関シ相手方ノ承諾ヲ得ルヲ要スル爲メ同盟罷能
業ヲ爲サシムル爲メ暴行脅迫ニ依リ排撃シタル場合ノ

規定ハ之ヲ削除シ一般刑法ノ規定ニ之ヲ譲ルニト

ニ在リ具ノ理由トスル所ハ同盟罷業ハ労働者ノ企業者ニ
対スル一種ノ権利ト認ムヘノ之ヲ爲メ他人ノ誘惑煽動ニ
行為ヲ對スルカ如キハ同盟罷業具ノモノヲ禁止スルニ等
ノ是ヲ或ハ労働組合ノ養成ヲ阻止ヒトスルモノニシテ現
時ノ趨勢ニ適セサルモノナリ又暴行脅迫ニ涉ル行為ヲ禁
止スル規定ハ一般刑法ノ規定ニ譲ルコトヲ以テ寧ろ適當
トシ產業ニ干スル団体加入及産業争議ニ關レテハ特
別ノ規定ヲ設クルノ要ナシト云フニ在ルモノ如シ

政府ノ意見

從來本条ニ關スル改正意見ニ二種アリテ一ハハ労働組合ノ誘
惑煽動ニ關スル規定ヲ削除スヘト爲スモノニシテ他ハ本条
全部ヲ削除スヘト爲スモノナリ而シテ其ニ相當ノ理由アリ

ト認ムルモ其ノ全部又一部ノ削除ニ于テハ別ニ適當ナル
使用者被使用者間ノ紛議解決方法ノ制度ノ設ケラルニ
至ル迄ハ今遂ニ之ニ同意スルコト能ハス右ノ制度ノ制定ヲ
見ルニ至ラハ本条削除ニ關シテハ更ニ攻究ノ餘地アルモノ
ト認メラル（別冊第十七卷ニ關スル件一参照）

第二十條中改正ノ件

改正案ノ要旨ハ

第二條ヲ改正スルノ結果當該事實ヲ示シタル場合ニ對シ之ヲ重罰スヘカラサルコトナレ

政府ノ意見

第二條ノ提出ニ關シ集合ノ場所年月日時ヲ提出スルノ必要ナル以上之ニ關シ虚偽ノ事實ヲ改テシタル場合ハ之ヲ加重シテ重罰スルコトハ最も適當ニシテ改テ現行法ハ之ヲ維持スルノ要アリトス

383142

第二十三條中改正ノ件

改正案ノ要旨

一、第八條中改正ヲ加フルノ結果禁止ニ関スル部分ヲ削ルコト

二、本條以下第二十四條第二十六條第二十七條第二十八條第二十九條中「輕禁錮」トアルヲ「禁錮」ニ改ムコト

ニアリ

政府ノ意見

一、關シ第八條中禁止ニ関スル規定ヲ改正スル限リ本案改正ノ理由アリトス又
二、關シテハ刑法施行法(第二條)ニ依リ其ノ必要ヲ認メタル法之休ガ上改正スルモノナレハ同意スルヲ適當トス

第三十條削除ノ件

政府ノ意見

第ト七条ノ規定ヲ存スル限リ之ニ対スル制裁ヲ規定スル
本条ハ之ヲ存スルノ要アルモノトス

第三十一條中改正ノ件

政府ノ意見

「重禁錮」ヲ「禁錮」ニ改ムルコトハ軍ニ刑名ノ改正ニ由
リ刑法施行法（第二條）ニ依リ其ノ必要ヲ認メサルモ
政府ニ於テハ改正ニ同意スルコトヲ妨ケス

第三十三條中改正ノ件

改正案ノ要旨

（一）第八條中改正ヲ加フルノ結果「禁止」ニ改ムル部
分ヲ削ルト

（二）本条以下第二十四條第二十六條第二十七條第二十八條及
第二十九條中「輕禁錮」トアルヲ「禁錮」ニ改ムルコト

ニアリ

政府ノ意見

（一）關シテハ第八條中禁止ニ関スル規定ヲ改正スル
限リ本案改正ノ理由「キモトス」又
（二）關シテハ刑法施行法（第二條）ニ依リ其ノ必要ヲ認
メサルモ法久ニ休メ上改正スルモノナレハ同意スルヲ通
ス

第三十條削除ノ件

政府ノ意見

第十七条ノ規定ヲ存スル限リ之ニ対スル制裁ヲ規定スル
本条ハ之ヲ存スルノ要アルモノトス

第三十一條中改正ノ件

政府ノ意見

「重禁錮」ヲ「禁錮」ニ改ムルコトハ罪ニ刑名ノ改正ニ止
マリ刑法施行法(第二條)ニ依リ其ノ処罰ヲ認メサレタ
政府ニ於テハ改正ニ同意スルコトヲ妨ケス

第三十二條ノ追加ノ件

(本改正案ハ從來未ダ提出セラレサリニ由ニシテ
今回初メ其ノ提議ヲ見タルモノナリ)

改正案ノ要旨

現行法ハ第八條第三項ニ於テ強姦禁止ノ場合ニ於
テハ行政救済ノ途ヲ開キアルモ廣ク「本位ニ依ル
行政及裁判令若ハ要分並ハ八条第三項(改正案
追加)ノ許可」ニ對シテモ亦行政救済ヲ得セシメント
スルニ在リ

政府ノ意見

追加案ハ理論上ニ應其ノ理由アルカ如ク雖日本法ニ
依ル多クノ要分ハ一時酌シテ之ニ依リ其ノ後ニ於テ之
ノ救済ノ途ヲ講スルモ實際ニ於テ何等救済ノ意

味ヲ為ササルモノナル故ニ例之集金ノ解散ヲ余ニ
 シル要分ニ對シ後ニ取消ノ方法ヲ講スルモ既ニ集金
 解散ナル行為ハ終リシ後ニリ改新後人新組ニ
 依リテハ實上取消ノ途ナク積高木条ハ何年効果ナ
 キ規定ナルニ止マルヘシ唯該社ノ禁止ハ繼續的性質ヲ
 有スルヲ故ニ取消ノ途ヲ設クル必要アルノ故ニ本条
 ノ追加ハ其ノ意味ニ於テ金ノ世用ナリト認ム

383145

大正十二年一月

治安警察法第十七條削除ノ件



警察 保 局

治安警察法第十七條削除ノ件

治安警察法第十七條ニ關シテハ、從來同條ハ廣シ
 労働者側ノミナラス事業経営者側ヲモ包含シテ勞
 働運動ノ隱微ナル發達ヲ期スルモノナルカ故ニ之ヲ存置
 スヘシト主張スルモノアルト共ニ他方ニ於テ、同條ハ之ニ労働
 組合ノ存続ヲ阻ニシ同盤罷業ヲ不當ニ防圧スルモノナル
 ナリテ労働問題ノ實際化セムトスルニ當リテハ後ニ労働運
 動ヲ阻テ直ニ治安ヲ妨害スルモノト妄思スル謬見ニ基
 ノ同條ノ如キハ之ヲ改廢スヘシト主張スル者ナリ。
 抑モ同盤罷業ナルモノハ事業ノ活動ヲ一時中絶
 スルモノニシテ、獨イ事業経営者ニ損失ヲ與フルモノニ
 止ラズ、事業ノ種類ニ依リテハ一般公衆ニ對シテモ大ナル

損害ヲ與フル場合也。是レ同盟罷業ノ發生
シタル可ク阻シントスルノ希望ノ生スル所ハコレヲ之ヲ
避クルニ付キ適當ナル方策ヲ立ツルノ必要トルコト
ヲ認ムル場合アルハ明ナリ。我々治安警察法ノ之ガ
誘惑恫嚇動者ヲ要四刻スル規定ガ其ノ立法ノ真
意如何ニ拘ラス、同盟罷業阻止ノ手続トナリタル
コトアルハ自然ノ勢ナリト云ハサルヘカラス。然レモ同
盟罷業ナルモノハ一般ノ場合ニ於テハ労働者ガ経営者
ニ對抗シテ自己ノ要求ヲ貫徹スルノ手段トシテハ之ヲ
認容セサルヲ得ケルナリ。蓋シ経営者ニ其ノ事業ヲ
中止スハ後上レテ労働者ヲ多數同時ニ解雇シ之
ヲシテ其ノ業ヲ失ハシムル自由ヲ有スルコトヲ認ムルハ上ハ
労働者ニ多ク多數一時ニ労働ヲ中止シテ其ノ事

383147

業ヲ中止スルハ後述セシメスハ之ニ際害ヲ與フルノ
自由アルコトヲ認容スヘキハ同盟罷業ヲ單純ニ経
営者対労働者ノ問題トシテ觀察スル限リニ於テハ
公正ノ觀念ニ適合スルモノタルナリ。果シテ然リトセバ勞
働者対経営者ノ抗爭問題アル場合ニ於テ経営者
カ事業ノ休止禁止又ハ労働者ノ解雇ヲ以テ
労働者ヲ脅威スルノ自由アリト認ムルコト今日當然
ナリトセラル、以上ハ労働者モ多數一致シテ罷業ヲ以
テ経営者ニ對抗スルノ自由アルコトヲ認ムサルヘカラス。
若シ労働者ニ此ノ自由ヲ認ムルコトヲ得ストナス
トキハ労働者ヲシテ其ノ自由ガ不公正ニ抑圧セラル、
ノ虞ヲ懷カシムルハ當然ナリ。況ヤ労働者ハ個々ノ
力ニ於テハ資本ノ力ヲ抗スル経営者ニ此スレバ経営

上弱者ニシテ其ノ集團ノクラハスルモキウレテ之ニ対
抗シ得ルニ過キサルガ故ニ其ノ傷者ヲ以テ常ニ經營者
ノ意志ニ服従スヘキ地位ニアルモト見ルヘキモノナリト
セバ故テ之ヲ要セザルモ苟モ其ノ傷者ヲ人トシテ其
業經營者ト對立シ得ベキ自由ヲ有スルモト認ムル
トキハ集團ノクラハスル之ニ對抗スルノ自由モ亦之ヲ容
認セサルシ得サルナリ。後テ治安警察法ニ於テモ罷
業ノ自由ニツイテハ散ラ之ヲ制限セスシテ、只タ其
其ノ自覺ノ其ノ傷者ヲ其ノ責任ナル其ノ傷者運動者ノ手
ヨリ一速救シテ保護セカノ為ニ同盟罷業ノ誘惑傷
傷者ヲ支那計スルノ規定ヲ設ケタルニ過キサルナリ。
而シテ國民教育ノ普及シテ其ノ傷者ノ智識ハ著
シク開發セラレ、其ノ傷者又其ノ傷者會議ニ依リテ幾

多ノ試験ヲ積ミテ其ノ傷者運動ニ付テ大ニ覺醒スル
所アル人今日ニ於テ同盟罷業ノ誘惑傷者ノ支
那計ノ規定ハ之ヲ必要トセザルハミナラス、元來誘惑傷
者ノ意義ハ其ノ託ナル勸誘ニ出ツル場合ヲモ包含
スルモノニ非ズレテ、詭計詐術其ノ他之ニ類スル手
ヲ用ウル場合ヲ意味スルモノト解ス可キモノナリトモ
之ノ實際ノ適用ニ當リテハ其ノ託ナル勸誘ト否ラザ
ルモノト之ニ區別スルモノハ殆ト不可ナシニシテ若シモ其ノ規
定ヲ形式的ニ敬重ニ適用スルニ於テハ、シタノ場合
同盟罷業ノ指導者何某暴行脅迫ノ事實ナキ
場合ニ於テモ其ノ指導者タルノ故ヲ以テ之ヲ支那計セ
ルノ結果ニ陥ルヲ免レスシテ同盟罷業ノ如キ集團
的行動ハ其ノ指導者ノ失ニ自ラ崩壊スルニ至ルベ

キヲ以テ本条ノ規定ハ同盟犯罪ヲ阻止スルノ効アリ有シ
 徒ニ劣傷者ヲ以テ官憲ヲ唆阻セシメ、延テハ産業
 組織ノ根本的破壊ヲ云為セシムルミナラス、國家組織
 ノ根本ニ付テスヲ疑念ノ念ヲ懷カシメントスルノ傾アルトキ
 ニ於テハ寧ろ之ヲ削除スルヲ適當トナスナリ

同条第一項分設及第二項ニ付テハ、或ハ刑法第
 百八条ノ暴行罪ノ親害罪ナルト、同法第二十二
 二條及第二十三條ノ脅迫罪ノ害害ノ種類ノ限定
 セラレタルコト、並ニ同法第二十三條及第二十三條
 ノ誹毀罪ノ親害罪タルコト等ヲ理由トシテ、産業ニ
 関スル團體ノ加入及爭議ヲ律スルニ付テハ刑法ノ
 シララレテハ不備不便アルヲ以テ、今モ猶同規定ハ存
 置スルノ價値アリト主張スルモノアリトモ、之ヲ統制

トシテ見ルモ同条違反者ノ數ハ漸減シ、且ツ現今ノ
 如ク劣傷者ノ思惟ハ徒ニ暴力暴行具ノ他ノ不法
 手段ニ出ヅルヨリハ遠法ナル手段ニ依リ所期ノ目的ヲ
 達セムトスル理智的方面ニ進マントスル趨勢力ニ在ル故
 ニ、産業ニ関スル團體ノ加入及爭議ニ付テハ一般
 刑法ニ規定スル以上ニ暴行脅迫公出誹毀ニ付テハ重
 罪ノ規定ヲ存スルノ必要ナク、寧ろ之ヲ削除スルヲ
 適當トナスナリ

右ニ述フルガ如ク治安警察法第十七条ハ理論
 上之ヲ全廢スルヲ適當ト認ムヘク更ニ之ヲ同盟罪
 業ニ關シテ生シタル犯罪件數ニ付テ見ルモ、同盟罪
 業ハ大正十一年ニハ二十四件、十一年ニハ五拾件
 ニ、第十七条違反及同条ト他ノ犯罪ト併合シ

々

一、大正十一年十四件八十四人、大正十一年三十四件
 人ニシテ、他ノ犯罪件数ニ比シテ第七條ノ適用ノ
 ルニトシテ、後ノ同条ヲ削除スルモ、方傷運動シテ
 ニ種徴ニ馳ラシムルニトシテモ、ト認メ得ルナリ。
 同盟運動業ハ産業上ヨリ見ルトキハ望マシキ事トニ非
 ナルヲハク之ヲ未だニ防止スルニ必カニノ要存スヘク、殊
 ニ政治ノ目的ノ為ニスル「セネラルストライキ」公益事業
 ニ於ケル同盟運動業ノ如キハ公共ノ安寧秩序ヲ保持
 スル上ヨリ見ルニ極力之ヲ阻止シ、意ヲ用ヒ産業上ノ平
 和ヲ維持スヘキモノナルモ、現行制度ニ於テハ方傷平
 議發生シタル場合ニ於テ之ヲ調停解決ニ當ルヘキ
 機関ハ設ケキカ為ニ後ニ爭議ラシテ紛更セシメ
 産業ノ發達ハ阻害スルノ結果ヲ生ササシムルニトアル

シハ右ノ欠点ヲ除去スルカ為目下之ニ關スル法律ノ
 制定ニ關シ調査政変中ニシテ、之カ結果ヲ得ルノ
 時ニ於テハ同時ニ治安警察法案第七條ノ削除ニ
 テスル法律案ヲ提出スルニトシテ適當ナルヘレト
 信ス

383151

大正拾二年二月

治安警察法
改正案ニ對スル

參考表

秘

警
保
局

集會取締時間調

集會程度	標準時間	召集時間	指示時間	配置時間	計	換算時間
署當番係久シテ 取締得ル程度 ノ集會	二〇分	三〇分	二〇分	三〇分	一〇〇分	一時間四十分
署非番ヲ召集 ルサレハ取締ニ得サ ル程度ノ集會	三〇分	六〇分	三〇分	四〇分	一六〇分	二時間四十分
他ヨリ援助ヲ受テ 取締ナスヘキ程 度ノ集會	六〇分	八〇分	四〇分	六〇分	二二〇分	三時間四十分

備 法定三時間以前ノ届出ヲ必要トスル参考

38322

集會取締調（既往五箇年間）△印屋外

年別	集會度數	屆出度數	臨盤	糾察	解散	注意	中止	欠司分法	欠行分政
七年	三、五一八 △四七	二、一二二 △二九	一、五一五 △一九	△四一	△一二六	△四七	七	△七	二〇〇
八年	一、二、四二八 △一三八	五、三七四 △九四	四、二一七 △四三	△六一	△二五	△一八六	六一	△一五	九七
九年	二、三八四七 △二九〇	一、五、九〇一 △二六四	一、三、八六六 △一〇六	△一二 △一四	△五九	△六〇五	△三四七	△三四	△四五四
十年	二、八、五四五 △八六七	七、〇九六 △四七二	六、三四二 △一七八	△四八	△一七五	△一、三三三	△五九八	△一三六	△六、六一九
十一年	二、五、一九三 △五八七	七、二八六 △一九一	六、五九七 △二七二	△八四 △三	△一五四	△一、五〇七	△七九二	△一二二	△四、一一一

備考 高知県十年十一軍分及長崎県十年分未着三付計上り

2

383154

召集人員及時調

警視廳

役別	六時以内				九時以内				十二時以内				十二時以外				計
	市役	市外	市外	市外	市役	市外	市外	市外	市役	市外	市外	市外	市役	市外	市外	市外	
警視	四〇	二	四二						一								四三
警部	一九	一	二〇						三								三〇
警部補	一九	八	一七						四								二九
巡查部長	二一	一三	二六						一〇								二六
巡查	二〇	一四	二二						七								二六
私報	二八	二五	三〇	八	二四				八				二				三四

備考 八五子、町田(一)、府中、田(一)、十二時以内、二
 隻、得、汽、車、時、分、合、二、十、分、合、ト、入

383155

年次	訴受	端動	暴行	脅迫	誘惑	暴行脅迫	誘惑脅迫	計
人件	人件	人件	人件	人件	人件	人件	人件	人件
三	七	八			三		一	一
四	九	五	五					二
五	二	一			五			三
六	二	一			四			一
七	二	一			五			一
八	一	一			七			一
九	一	一			三			一
十	一	一			二			一
十一	一	一			一			一
計	三	五	七	一	一	一	一	一

白三三
至三三
治安警察法第十七条違反者罰

383156

大正十三年六月

治安警察法改正法案中第十七條削除ニ關スル論議
(第四十一乃至第四十五議會衆議院委員會速記錄抄錄)

警
保
局

治安警察法第十七條改正法案ニ関スル
衆議院委員會議速記録抄録
(第十七條ノ削除ニ関スル件)

第四十三議會

委員長 萩亮

出席委員 萩亮、森格、中島鵬大

益谷秀次、岩崎幸治郎

小山松壽、清瀬一郎

森下龜太郎

大正九年七月二十一日午前十一時廿分開議

◎委員長(萩亮君)

開會致シマス、大正九年七月一日清瀬一郎君

外三名提案ノ治安警察法中改正法律案ト大
正九年七月三日押川方義君外三名御提出治安
警察法中改正法律案ヲ一指シテ議題ニ供シ
マス

◎小山松壽君

此治安警察法中改正法律案、只今ノ議題
ニナリテ居リマスル外一件ノ改正法律案、委員會ハ今
日第一面ヲ開カレルデアリマスガ特ニ委員長ニ希
望ヲ述べテ置キマス、此問題ハ四十一議會ニ於
テ吾々同志ガ此ノ法律案ノ中ニ一部、特ニ主ト
シテ十七條ノ問題ヲ提案致シマシタ、然ル所當
時ノ委員會ハ委員長ガ工藤吉次君――

政友會ノ代議士デアリマシタガ、二回開會シテ
其内高木益太郎君ノ提出ノ刑事訴訟法中改正
法律案ハ審議ヲ進メラレマシタガ治安警察法ノ
問題ニ至リマスルト何故カ委員長ハ其ノ審議ヲ
續行スルコトヲ避ケラレタ、故ニ當時ノ本案ハ全ク
未了ニシテ會期ガ終リマシタ、所謂擱置トナシタ
譯ガ、更ニ四十二議會ニ於テ國民黨ノ諸君
ヨリ提出セラレタル今回提案サレマシタモノト同一
ノ法律案ハ當時ノ委員長戸水寛君デア
リ、即チ政友會カラ矢張出ラレタ委員長デア
リマシタガ幾度催促シテモ遂ニ一回モ開カレナイ斯
ノ如クニシテ議會ハ解散サレマシタ、而シテ此案

ハ此短期ノ臨時議會ニ提出サレタノデアリマスカ
ヲ審議スル時間モ余リ多ク持ツテ居リマセヌガ尚
ホ會期ノ盡キルマデニハ日數モアリマスカラ、前二回
ニ於ケルガ如キ誠意ナキ取扱ヲセヌヤウニ致シマシ
テ本案ニ對シマシテハ十分ニ審議ヲセラル、ヤウ安
負長ニ於テ御取計ヲ請ヒタイト思ヒマス

◎委員長 萩亮君、

唯今ノ事ハ能ク承ツテ置キマスー清瀨君、
提出ノ理由ヲドウカ

◎清瀨一郎君、

提案ノ理由ハ本會議ニ於テ詳細ニ述ベテアリ
マスカラ茲ニ省畧致シマス尚ホ御質問ノ点ガ

アレバ御説明申上ゲマス

◎小山松壽君（此官數同答アリ）

問題ハ具體的ニソツテ行クヤウデアリマスカラ、先
ヅ私ハ提案者ノ清瀨君ニ御意見ヲ伺ヒテ
見タイト思ヒマス次ニ政府委員ニ御尋ネ
シマス此治安警察法中第十七條ヲ削除ス
ル之ニ就テ全然削除スルト云フ案デアリマスガ、吾々
ノ見ル所ニ依レバ、十七條ハ寧ロ改正シテ置イタ方が
至極当ヲ得タモノデナイカト考ヘマス治安警察
法中第十七條第五項其本文ヲ斯様ニ改正
スルコトハ此問題ニ直接關係アルモノノ立場上
考慮スヘキ問題デナイカト考ヘマスガ茲ニ一應

申上ゲテ見マス、第十七條第一項ノ本文ヲ左ノ
 如ク改メテハドウカ、左ノ各號ノ目的ヲ以テ他
 人ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲スコトヲ得スル同條
 第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘタラドウカ「利害
 ノ關係ヲ有セサル者ハ前項第二號ノ目的ヲ以
 テ他人ヲ誘惑又ハ煽動スルコトヲ得ス」更ニ同
 條第二項ヲ左ノ如ク改メルコトヲ以テ適當ト考
 ヘルガドウデアルカ「耕作ノ目的ニ出ツル土地賃
 貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ強ユル爲相手方
 ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲スコトヲ得」又同法
 第三十條ノ第十七條ニ違背シタル者ハ一月
 以上六月以下ノ懲役ニ處ス使用者ノ同盟解

雇又ハ労働者ノ同盟罷業ニ加盟セサル者ニ
 對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者亦同止之ニ對
 シテ參照トモ申シマスが刑法施行法第十九條第
 ニ項「他法律ノ規定中剝奪公權停止公權
 監^想附加ノ罰金ニ處スヘキ旨ヲ定メタルモノハ之ヲ
 廢止ス」斯様ニ致シテ置キマスレバ治安警察
 法第十七條ヲ全然削除シマスルト、治安警察
 法^{地方}處罰ニ於テハ輕クシテ、刑法ノ處罰ニ於テ
 重キモノニナリマス、故ニ治安警察法ノ中ニ之ヲ
 改正シテ其罪科ノ輕重ヲ考慮シテ置クトイフコ
 トが、極メテ重要デナイカト思ヒマスが、尚ホ清瀨
 君ノ御説明ヲ拜承シマレテモ、又本案ヲ見マ

シテモ十七條ヲ全然削除スルト云フ御意見
 テアリマスガ此点ハ密ニ本案ヲ提案スル趣
 旨ハ却テ本案ヲ改正者ハ削除シタル結果ニ
 於テ之ヲ受ケル者ヲ不利ナル立場ナル立場ニ陷
 レムルト云フ結果ニナリハスマイカ此ノ点ヲ一應清
 瀬君ニ伺ヒマス。

◎清瀬一郎君

小山君ノ質問ニ對シテ答辯シマス、小山君ノ新
 タル提案ハ一寸錯雜ニ涉リマスカラ、臆違モア
 ラウト思ヒマスガ、大体ノ御趣旨ニ於テハ私共ノ
 提案ト違フ点ガ二点アルヤウニ思フ法文ノ改
 正ハ如何ヤウニモ出来ルノデアリマスガ、其ノ第一ハ

点ハ矢張誘惑煽動ヲ禁ズル法文ヲ置カウ是
 ガ一ツヤウニ思フ此点ハ私共モ種々考慮ヲ致シ
 タノデアリマス誘惑又ハ煽動トイフコトハドウイフ
 目的ノ行爲ヲ誘惑煽動カト考ヘテ見マスト(中略)
 私ハ「誘惑煽動」トイフ文字ハドウシテモ法律
 ノ中カラ削リタイ斯ウイフ考ヘデゴザイマス、モウ
 ツ他ノ点ハ此刑法ト共謀ノ規定デアリマス此規
 定ヲ——十七條ヲ削ルト云フト暴行又ハ脅
 迫ニ對シテ刑法ノ重イ規則カラ却テ其ノ結
 果ガ重ク罰セラレハシナイカト云フ御心配、ヤウ
 デアリマスガ是ハ刑法ノ上カラ云フト、假令第十七
 條ヲ存在シテ置イテモ例ヘバ暴行ト刑法ノ百

五
大條ノ騷擾ノ罪ト共謀ト云フコトハ同事デ、重キ罪
ヲ罰セヌケレバナラヌデアリマスカス之ヲ削ツタガ
爲ニ通常ノ暴行脅迫ガ却テ重ク罰セラル、
ト云フヤウナコトハ無イデアリマスソレ故ニ第二ノ刑
法ト共謀トイフコトハ、第十七條ヲ撤廃シテ却
テ労働者ニ重キ刑ヲ科ストイフコトニナル、ソレハ
刑法トノ關係ニ見解ノ違フ所デアリマスデ私ハド
ウシテモ刑法ノ方デ重ク罰セラル、コトハ、是ハ日
本人トシテ已ムヲ得ナイ、刑法ノ制裁ハ何所マデ
モ甘受シナケレバナラヌデアリマスカラ、暴行、共謀
ノ手段ガ悪イト云フコトデ罰セラル、場合ハ刑法ニ
隨フモノデアルト斯ク考ヘテ居リマス。

383162

（此、問数回答アリ）
② 山村政府委員（所造）

私モ利害關係ト云フコトハ御尋シタイト思ツラ居ッ
タデ、甚ダ曖昧デハナイカト思フソレハ餘程法ノ
適用ニ困ル、ドウ云フ風ナ者ヲ利害關係ト定メルノ
アリマスカ、

③ 山松壽君

此十七條ノ問題ハ主トシテ起ルハ労働問題ノ解決
カラ起ル問題デ労働者ノ團結權ヲ無視スル思
想ガアルト云フデ、改正若クハ削除シヤウト云フ議論
ガ起ル、シテ見ルト労働者が自己ノ利害ニ關係
シテ居ル場合ニ此ノ非文明ナル法律ガアル爲メハ
之ニ依テ罰セラル、労働者が團結ヲ爲スコトヲ

妨ゲル爲メ、之ヲ改正スルイフコトデアリマス。其
ノ利害関係ヲ有セザル全ク労働者以外ノ何等
之ニ對シテ利害関係ヲ有セザル者ガ之ニ加ハツテ誘
惑煽動スルコトアリトスレバ、是ハ相当研究スヘキ
問題デアル。私ノ利害関係トイフハ此ノ問題ノ
性質ガ勞働者ノ團結權カラ出發シテ研究
サレル問題デアリマス。利害関係ト云フコトハ其
實ニ於テ御了解ニナルコトが出來ヤウト思ヒマス。
◎川村政府委員
モウ一ツ御尋ネシマス。ソウスルト茲ハ過激派團體
体ガアル、其ノ團員ガ或ル会社ニ職エトシテ入ッテ其ノ
職エガ罷メラレタトキハ、其過激派團體盛ニ會社

1383163

ヘ行ッテ煽動誘惑ヲヤル、サウシテフストライキヲ
サセタ場合ハ、利害関係アルモノデスカ、ナイモノデスカ
山松壽君

直接ノ利害関係ハ無いモノト思ヒマス。此問題ハ勞
働者ノ團結權カラ考ヘテ居ル問題デアリマス。カラ
而シテ労働團體ガ團結ヲスルトキハ於テ妨ヲ生
ズルカラ其ノ工場内ニ於テ團結ヲ要求シヤウト
云フトキハ妨ケルカラ、其ノ工場内ニ於テ團結シ
要スルヤウトモアトキハ妨ケルカラ、之ヲ解決
シヤウト云フノデス。然ルニ會社内ニ於テ團結
ハ関係ナキモノガ、之ヲ誘惑シ、若クハ煽動スルトイ
フコトニナツタラバ、相當ニ取締ルベキ必要ガアル、

◎川村政府委員

小山君ノ團結トイフノハ自工場内カケノ團結ヲ
認メルノデスカ一工場ニ限ルノデスカ

◎小山松壽君

私ハ其點ニ就テハ政府委員ニ御尋ネシタイト思
ツテ居ルノデスカ是ハ内務省ニモ安カアリマセウ農
商務省モ安カアリマセウ其場合ニ於テニ御
尋ネンテ見タイト思ツテ居ル政府委員ノ方カ
ヲ尋ネルヨリ、私ノ方カラ御尋ンヤウト云フ考ヲ持
ツテ居ルノデスカ

◎川村政府委員

小山君ハ勞力働者ノ團結權ノ關係カラサウ云フ間

383164

題ガ起ルト言フカラサウスルトドウシテモ小山君
ノ論理カラ云フト一工場内シカ團結權ガタイト
イフコトニ般ン看スルヤウニ思フカラ御問ヲ答シタ
デスカ

◎清瀬一郎君

原理ノヤウナコトデアリマスガ之ヲ決メテ置カスト片付
キモカラ御尋ネ致シマスガ政府ノ方デハ勞働
者ノ團結權ヲ認メルト云フコトニ就テハ原則
トシテ異議ハアリマスマイ

◎川村政府委員

其問題ハ今産業調査會ノ方デ調査中
デアリマス其ノ調査ノ結果ヲ待タナケド今此處

テ明言スル譯ニハ行カヌデアリマス

◎清瀬一、即君

前ニ團結權ノ中途デ、小山君ノ質問が起ッタ
デスガ、此團結權ノ正否ト云フコトハ是ハ自ラ憲
法ノ解釋ニ依ッテ分ルコトデアルト思ヒマスガ、同盟
罷業ハ憲事ト認メラレル方針デアリマセウカ、
如何デアリマセウカ、方法ニ於テ非難スベキモノガ
無イナラバ

◎川村政府委員

善事カ悪事カ分リマセヌ、兎ニ角起ッテ来ル
問題其場合ニ依テ大變悪イコトモアリマセウシ
善イ事モ有、善イトカ悪イトカ之ヲ一定ニ決ス

383165

ル譯ニハ行カヌト思フ

◎清瀬一、即君

「サボタージュ」ト云フヤハ第十七條デ取締ノ出
来ルモノト云フ御考デアリマセウカ、是ハ規則以
外ト云フ御考デアリマセウカ

◎川村政府委員

「サボタージュ」ノ程度が勞務ノ停廢ニ至レバ
当然第十七條ニ入ルノデス

◎清瀬一、即君

其ノ程度ヲ如何ニ御決メニナリセヌカ、

◎川村政府委員

ソレハ認定ニ依リテ裁判官が決メルノデス

◎清願一即君

十七條ノ適用ハ他ノ言論ノ制限ノ場合デモ
アルデアリマスガ政府ノ方デハ行政上ノ手段アリテ
一定ノ取締ヲ爲シ結社ノ取締ヲ爲シ或ハ言
論ノ中止ヲ命ジ是等ノ行為ガ正當デアリシヤ
否ヤノ終局ノ判断ヲスル場所ヲ設定スルト云フ
意見ハアリマセヌカ

◎川村政府委員

今ノ所ワウ云フ意見ハアリマセヌカ

◎委員長(ハ秋亮君)

ソレデハ今日ハ是デ散会致シマス又次ノ時日ハ公
報ヲ以テ御通知申上ゲマス
ハ本委員会ハ右同会スルニ至ラスニテ議會終了

383166

第四十四議會

治安警察法第十七條改正法案ニ關スル
衆議院委員會速記録抄録
(第十七條削除ニ關スル件)

委員長 宮古啓三郎

出席委員 宮古啓三郎

松実喜代太

土屋 興

山崎 猛

武田徳三郎

岩切重雄

海原清平

匹田 銳吉

一宮房次郎

板野友造

中野寅吉

大正十年二月七日午後一時三十五分開議

○ 板野友造君

國民黨、浜田國松君外一名ノ提出ニ係ル治安
警察法中改正法律案、提案ノ理由ヲ提
出者ニ代ッテ私カラ簡單ニ説明申上ゲマス(署)
第二條、第三條、第四條、第五條ニ對スル改正理
由ヲ述ハタル後)

ソレカラ今テ度ハ第十七條ノ削除之ガ改正案ノ中
テ最モ第五條ノ改正ト相並グベキ大ナル改正ニ
ルカラウト思フ。要スルニ第十七條ヲ撤廃シテソ
ト斯ウ云フコトニナルデアリマシテ一口ニ申シマスレバ
労働者、團結運動、若ハ労働者ノ結合
權ヲ認ヨウ、斯ウ云フコトニ取著シ致シマス。是ハ

383167

○ 武田徳三郎君

見方ニ依リマシテ、且ツ時代ノ如何ニ依ッテハ此ノ現
行法、十七條ハ誠ニ必要ナルモデアリマセウガ今
日ニ於テハ撤廃セラルベキ時機カト思フ。後ハ
本會議デ申シマシタ説明デ足りテ居ルト思
ヒマス。其ノ結果トシテ第三十條ノ削除スルコトハ
當然ノ結果デアリマス。第十七條ヲ撤廃スル
ト同じ趣意ニナリマス。 下 署

私ハ提案者ニ三質問ヲ致シテ答辯シ願
ヒタイト思ヒマスガ、此ノ治安警察法ノ改正、コ
トハ大分長クカラノ問題デアリマシテ毎年改正
案ガ出ルト承知シテ居リマスガ、併シ此労働

問題が世界思潮ニ促サレコシテ非常ニ面倒
 ナ事ニナツテ来マシタカス此ノ改正案ハ輕々ニ見
 ル事ハ出来ナリ、最モ重大ナ問題ナト存ジ
 マスバテ、少シク詳細ナル提案者ノ御趣旨
 フ承リタイト存ジマスガ遺憾ナルコトハ國民
 党カラモ憲政会カラモ提案者ノ御出
 ガナイト云フコトデ甚ダ残念ニ存スルノデアリマ
 スケレドモ已ムヲ得ナイ事トシテ私ノ説明ヲ願
 フ趣旨ヲ由上ゲテ見タイト思ヒマス、私ハ四
 五ヶ條ノ質問致シテ御答辯ヲ願ヒタイ
 ト思ヒマスガ事ヲ明瞭ニスル爲メニ一箇條
 宛申上ゲテ御答辯ヲ欲シイト思ヒマス第一

ニ伺ヒタイコトハ、唯今板野君ノ御説明ニ依リ
 マスルト、私ハ主トシテ此十七條ノコトハ板野君ノ御
 説ノ如ク最モ重大ナル條文デアリマスカラ相當
 御説明ヲ其點ニ就テ煩シタイト思ヒマスガ
 今ノ御説明ニ依ルト、或ハ見ヤウニ依リテハ此十
 七條ハ必要ト認ムルコトハ出来ルガ、今日ノ時代
 ノ趨勢カラシテ斯ウイフモノハ削除シテ宣
 シイト斯ウ云フ簡單ナ御説明デカガイマス
 ガ
 中 畧
 此ノ労働罷業權ヲ御認ニタツタ中ニ於テ
 如何ナル者デモ其ノ目的、如何ニ拘ハラズ同盟
 罷業權ヲ認メテ其ノ勤キヲ自由ニシナケレバナ

ラスト云フ御趣旨カラ出タモデアリマスカ、或ハ
同盟罷業權ト雖モ最モ其ノ行使ニ當リテ
目的ガ善良ノ目的デナイ、或テ其ノ權利
ヲ行使スルト云フヤウナ場合ニ、ソレニ相
當制限ヲ加ヘテモ宣シイト云フ御趣意デア
リマセウカ、之ヲ伺フト此十七條ヲ削除スル
カ否ヤニ取ツテモ根本ノ趣旨ガ分ルコトト思
ヒマスガ故ニ第一ニ其點ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○板野友造君

御答ヲ致シマス、本案ノ提出者ハ委員ニ
ハナテ居リマセヌケレドモ、先刻申上ゲタヤウ
ニ私共賛成者ノ一人トシテサウシテ御答ラス

ル提出者ハ委員ニナツテ居リマセヌカラ、私人
御答ノ出来ル限リ致シマスガ唯人テノ御質問
ノ中ニ同盟罷業ヲ認メルトシテ其ノ同盟罷
業ノ善クナイモノニツイテモ之ヲ認メルカト云フヤ
ウナ御言葉デアツタヤウニ思ヒマスガ、目的ノ
善悪、同盟罷業ノ目的善悪ト云フコトハ、ト
ウ云フ意味ニナリマスカ、一寸モウ一度

○武田徳三郎君

(上畧)又ソレトモ是等同盟罷業權ヲ認め
タ以上ハ、所謂如何ナル方法ヲ取ツテモ、此ノ十七
條ヲ削除シテ、誘惑煽動等ハ勿論ノコト
其他ノ脅迫等ハ誹毀ト云フヤウナ事サハモ

御認ニナルト云フコトハ、國民院ガ御意見
 ナル以上ハ、ソレ云フコトニシテモ、已ハテ得ナイモ
 ナル労働者ノ同盟罷業權ノ行使ノソレ
 ハ必然の結果トシテ、已ハテ得ナイトシテ何等
 ソレヲ就テ國家ノ産業上廢絶ニ關スルヤウ
 ナハ危險ナル狀態ガ同盟罷業ヲ行フ結果
 ナリト現レテモ、尚ホ之ニ向ッテ其儘ニテ仕方ナ
 イト言フ意見デ有リマセウカト云フコトニ敢テ著
 スルデアリマス。

○板野重雄君

是ハ私少シク提案ノ趣旨ヲ御答ニ承ネテ
 申述ベテ置キマス勿論同盟罷業ノ爲メニ際

シテ、若クハ同盟罷業ノ結果トシテ、暴行
 デアルトカ脅迫デアルトカ云フヤウナコトハ、是ハ不
 當トコトデハナイ、違法ノ行為デアリマスガ斯様
 ナコトデアルトスレバ、勿論之ヲ看過スベキモノデヤ
 ナク、看過スヘキモノデハアリマセウカレドモ、暴行
 行デアリ、脅迫デアリ、若クハ誹毀デアルト云フモ
 ノハ、現行法ヲ以テ規定シテ居ル所デアツテ、是
 等ノ行為ハ本法ヲ割ツトシテモ、他ノ刑罰
 法ヲ以テ當然罰セラルヘキモノデアリマス是等ハ
 皆刑法ヲ以テ規定シテ居ル犯罪デアリマスカラ
 シテ、本法ヲ割ワタカラテ其制裁ヲ加ヘルニ
 テ何等ノ意義モ有ナイコトデアル 中畧

此ノ十七條ヲ削除シテモ亂暴ナル行動正當ナル範圍ヲ超過スル違法ナ行爲ニツイテハ他ノ刑法ヲ以テ取締ルコトが出来ルハ此法律ハ要ラヌ此十七條ハ要ラヌ斯ウ云フヤウニ考ヘルソレカラモウ一ツ十七條ヲ削リタイト鬼ヒマスノハ斯ウ云フヤウニ必要以外ヲ超エテ亂暴ナコトヲシ若クハ違法ナ行爲ニスレバ他ノ法律ヲ以テ罰シ得ルカス大体此ノ必要ガナキナル即チ此一面ニ於テハ若シ之ヲ存置シテ置クトスレバ事實ニ於テ労働者ヲ壓迫スルコトニナリ労働者ノ權利ヲ壓迫スル結果ハ恐ルハキ意外ナル結果ヲ生ジテ公安ヲ害スルヤウナコトモアリマセシ

武田 徳三 郎 君

レ今御説ノ中ニアリマシタヤウナ産業ヲ害スルト云フ様ナ結果が出来ルデアラウソレデアリマスカス是ヲ除イタ所ガ差支ガナクシテソウシテ差支ガナイノミナラズ除クオガ利益ナル斯ウ云フヤウナ趣旨ヲ以テ之ヲ削ラウ斯ウイフ意見ヲ持ツラ居ルデアリマス

（上畧）私ノ御伺ヒンタイコトハ一方ニ労働者ノ結合ニ制限カヘル法律モナク又チプロパガンダハ成ルヘク立憲的ニヤリタイ立憲的ニヤルハ如何ニスルカト云ヘバ政府ガ労働組合法ヲ早く制定スル、労働組合が出来ルカ若クハ労働者ガ自

已ノ自衛上或種ノ組合ヲ爲ストキハ適當ナ方
法ヲ以テ協議スルト云フ様ナ事デアル、ソウスレバ
口バカシカレガ立憲的ニハレル途ガ凡ソ譯デアリ
マスカラ、寧ロ口進デ適當ナル労働組合法ヲ制
定ヲ早ク提出シテ方ガ宜イト思フ又政府モ
制定スル御意見ヲ發表セリテ居リマスカラ
労働組合法ガ制定サレタ場ノ合ハ之ヲ存
置シテ置ク方ガ寧ロ宜イヤウニ思ヒマスガ假令
労働組合法ガ制定サレタ後ニ於テモ此ノ十
條ヲ削除シテ方ガ適當デアルトイフ御考
ヘアリマスカ或ハ今日労働組合法ガナク
一適當ナ立憲的ノコソバカシカレニ對スル

383172

方法ガナイカラ、成バク便宜ヲ與ハルト云フ趣旨
ヲ以テ、全部削除スルト云フノデアリマスカ、其ニ
シ向ヒタイ、

○板野友造君

輿ハ今日ニ於テハ労働者ノ結合權ハ認め居
ルト思フ、ソレデアルカラ今日ニ於テハ労働者ノ結合
權ヲ否認スルコトハ出来ナイ是ハ平和條約其他
ノ關係上、我國ノ今日ニ於テハ其ノ労働者ノ權
利ヲ認めナケレバナラヌト思フ、労働者ノ結合權
ヲ認めントスレバ其ノ結合ヲ阻止セントスル第十七條
ハ此ノ意味ニ於テ初メカラ叩キ壊シテシマハナケレ
バナラヌ、此ノ十七條ハ労働者ノ團結シテ運動

一六
ヲスルコトヲ否認シテ法文ナノデアリマス所が労働者ノ團結運動スルコトヲ是認スルナラバ此十七條ハドウシテモ結合シテ運動スルコトガイケナイ斯ウイフコトニナツテ来ル結合運動ヲ抑壓セントスル法律ナラバ今日ニ於テハ根本ニ於テ打壞シテシマハナケレバナラヌ、ソレデカザイマスカス此法律ヲ拵ヘタ時分ニハ労働者が結合シテ資本家ニ対スルコトハ是ハ怪シカラヌコトナル秩序ヲ害スルトカ、或ハ産業ヲ害スルトカ云フコトヲ結合其モノが良クナイコトダト斯ウ云フコトヲ前提トシテ書イタモノデアリマスカス結合ヲ抑止シヤウトシテ居ル、ソレデアリ

383173

マスカス御話ノ中ニアリマシタ誘惑若クハ煽動ト云フコトが出来ナイト斯ウナツテ居リマスが此誘惑煽動ト云フコトモ是ハ妙ナ文字デシテ
(中 略)

此法律ヲ拵ヘタ時分ニハ此皆が寄ツテ運動スルト云フコトモ非寛、寛イコトヲスルト斯ウ云フ風ニ見テ居ンタカラ労働者が寄ツテ人ヲ誘惑シ、煽動スルト云フコトモ制限シタが、適当ナル結合運動ヲスルコトニ誘惑煽動スルト云フコトモ差支ナイ。

○委員長(宮古啓三、即)

此場合ニ政府ノ御意見ヲ伺ツタ方が便利デ

アラウト思ヒマス。政府ノ御意見ヲ各條
就テ御諮ヲ願ヒタイト思ヒマス

○川村政府委員(警保局長)

ソレハ政府ノ意見ヲ述ベル前ニ提案者ニ
質問致シタイ、各條ニ就テ段々アリマスガ丁
度今テ十七條が問題ニナツテ居、マスカラ十七條
ニ就テ伺ヒタイト思ヒマス

第一ニ十七條ハ單ニ労働者ノ同盟罷業
ヲ云々マルト云フ規定デナクシテ資本家側ノ同
盟解雇ニ對シテモ同ジヤウニ適用サレルコト
ニナツテ居リマス。是カラ段々労働ト資本
ノ關係が複雑ニナリマス。ト云フト或ハ資本家

383174

ノ方デ同盟シテ解雇ヲヤルヤウナフトが段々出
来ヤウト思ヒマス。其ノ場合ニ矢張誘惑煽
動ヲシテモ宣シイト云フ御考デアラウト。此點
ヲ伺ヒタイ

第二刑法ノ規定ニ依ツテ暴行脅迫其他
誹毀ノ罪ハ四罰セラルカラシテ本件ノ規定ハナクテ
モ宣シイトイフ御意見デアリマスガ、併
ナガラ刑法二百八條ノ暴行罪トイフモノハ申
告罪デアルカラ申告ガナケレバ四罰スルコトハ
出来ナイ、然ルニ同盟罷業ノ場合ニ於テハ
多クハ多數ノカタシテ壓迫サレルモノデアルカラ
之ヲ申告スルト云フモノハ甚ダ稀デアルタダクノ

場合申告シナイデ申告シナイカラト云フテ
國家が斯ク云フ種類ノ暴行ニ對シテ看過
スルト云フ譯ニハ往クコト之ニ對シテハドウイフ考
デアリマスカソレカテ脅迫罪ニ就テハ刑法ノ
規定ニ依ルト一定ノ手段が制限シテアル、限
テアル、記録其他ノ方法手段ヲ以テ脅迫シタ
場合ハ刑法ノ規定ニハ當ラナイ、然ルニ同盟罷
業ノ場合ハ色々々ナ手段が講ゼラレル、必シモ刑
法ニ規定シテアル手段デナイト思ヒマスソレニ對
シテハドウナル御考ヘデアリマスカソレカラ先刻
カラ同盟罷業權ト仰成ガ、同盟罷業ノ
權利ハ何ニ依ツテ認メラレタ權利デアリマセウカ

此點ヲ先ツ伺ヒタイ

○牧野友造君

383175

順序が違フカモ知レマセシガ同盟罷業、
權トイフコトヲ私が申シマシタガ、此ノ權利ハ
何カラ来ルカト云フコトデアリマスガ、勿論民
法ニモ書イテナイ、刑法ニモ書イテナイ文字
デアリマスガ、多數ノ者が寄ツテ一考テ同
シムスル者が寄ツテ一團トナツテ或ル事ヲスル
權利ハ之ヲ認メナケレバナラヌ、人ノ自由デスソ
レカラ或一定ノ仕事ヲシテ居ル者が或ハ資本
家ノ壓迫ニ堪ヘズレタ是等ノ者ニ對抗スルニハド
ウシテモ茲ニ同盟罷業ナラ同盟罷業ト云フモノ

ヲスル外ハナイ對抗上、自衛上已ムヲ得ルニテ
同じ意思ノ者が寄りつテ、サウシテ其業務ニ就
カナイ斯ウニバ所謂同盟罷業デスガ是ハ人
ノ自由カラ来ル民法トカ刑法ト云フモノニ書イ
テ文字デハナイガ人ノ自由ニ依ツテ同じ意思
ヲ持ツテ居ル者が結合シテ、斯クハハハハハハハ
スル結合シテ業務ニ就カナイト云フコトハナレド
是ハ人ノ自由デアル之ヲ假ニ同盟罷業權
ト云フ名前ヲ附ケタノデアリマス權ト云フ文
字ヲ附ケルコトハ可笑シイカモ知レヌガサウ云
フ様ナ事スルノハ自由デアラウト思ヒマス
暴行、脅迫ハ申告罪デアルカナイカ、一寸私ハ

03831760

川村政府委員

二〇八條ニアル

板野友造君

其處迄ハ……マア申告罪トシテ申告ヲ或ハシ
ナイカモ知ラヌ、シナケレバ是ハ致方ナイデスガ是非
法律ノ保護ヲ得ヤウト思ハベ告訴モシテヤルベシ
シナケレバ是ハ仕方ナイ、カハラシナイ場合ニドウ
シヨウト云フコトハ勿論出来マセヌ、ソレカラ第十
七條ニハ勞力働者ノコトカデハナイ、資本金家ノ
コトヲ書イテアル同盟解雇等ノ事モ書イテアル
私ハ斯ウイフ様ナ考ヲ持ツテ居リマス、資本金家
ノ事ハ何モ別段規定ヲ致シマセヌ、事實ハ

於テ今ノ實際カラ云ヘバ理應ハ免ニ角トシテ
資本家オ比較的強イ労働者ヲ壓迫スルト
云フ形ニナワテ居ルノデアルカラ資本家側ノ方ハ
何モ別段法律ノ規定ハ待タナイト云フハ現状
デアリマス、斯ウイフ考デス

○ 財政、治安、貧

成程現在ハサウ見ラレルカモ知レマセヌガ、私ハ將來
必ズソレハ問題ガ起ルト思マス、現ニフダラクリス
トナント云フ問題ガ盛ニ起ツテ居ル、事實ア
ルカ、ナイカ免ニ角資本家ガ結合ミテフダラソ
クリストシテ作ウテ悪イストシタ奴ハドノ会社デ
モ入レヌト云フヤウナ事ガアル。是等モ誘

383177

惑煽動デアル、盛ニ同盟解雇ヲヤル、或ハ同
盟シテ解雇シナイト云フヤウナ事ガ將來必ズ
起ル、現ニ起リソツアル者モナセ、條ヲ撤回ス
レバ是等ヲ取締ル方法ハナイ、之ナク大體ノ
趨勢トシテ同盟罷業ナント云フモノハ般々恒
賃ガ要クナツテ来ル、是ハ歐西諸國ノ例ヲ見
テモソウデアル、ソレデ改米ニ於テハ既ニ勞働
組合法モ出来テ居リマスガ勞働組合法
ト第七條ト云フモノハ實ハ左程關係ハナイ
モノデアル、幾ラ勞働組合法ガ出来テ勞働
組合ヲ認メルコトニナワテモ此ナセ、條ハ何等
ソレト無關係モ又行ハルベキモノデナイ、現ニ近

末類々行ハル所ノ惡性ノ同盟罷工ニ對
シテ、各國ハ非常困難ヲ感じ隨ッテ米國ノ
如キハ上院ニ於テ或議員カラシテ通商防害
禁止法案トイフモ多シ提案シテ居ル此法案ニ
依リマスルト通商ニ從事スル所ノ人々ヲ即チ
運輸業者或ハ運送業者ト云フヤウナ事業
ニ從事シテ居ル者ノ通商ヲ防害スル目的デ或ハ
之ヲ廢メサセルト云フ様ナ勸誘ヲシタリ懇請ヲ
シタリ、說得シタリスルヤウナ者ハ一万丹以下ノ罰
金、十年以下ノ禁錮ニ處スルト云フヤウナ法案
ヲ提出シタト云フハ如何ニ惡イ性質ヲ持ッテ居
ル所ノ同盟罷業者ヲ防止スルト云フコトニ力ヲ用

383178

イテ居ルカト云フコトガ分ル即チ我國ノ此第
十七條ノ如キ範圍ハ狭イケレドモ、下度誘惑
煽動ト云フ文字ヲ用井テ所ノ法案が提出サ
レテ居ルヤウ云フ様ナ趨勢デアツテ今日ハ惡
イ性質ノ同盟罷業者ヲ成ベク防止スルト云フコ
トニ全力ヲ盡シ居ル世界ノ趨勢デアル、幸ニ我
國ニ於テハ此十七條ガアツテ相當其邊ニ對
スル取締ハ出來ルカモ之ヲ適用スルニ就
テハ當局ハ十分ナル考慮ヲ以テ努力働者
ヲ壓迫スルヤウナ處置ヲ取ラヌ様ニシテ居
ル唯今ノ提案者ノ言ハレタ如ク之ヲ全廢ス
ルト云フコトニナルト先ヅ資本者側ノ取締

モ出来ズ又暴行が及テモ同盟罷業等場合ニ於テハ多クハ申告がナイノデアリマスカラ之ヲ取締ルト云フコトモ出来ナイ、而已ナラズ罷業、権利云フモノハ私ハ之ハ権利デナイト思フ。唯タ是ハ法律ニ禁ジナイト云フダケデ一ツノ事、実テタテ法律ニ禁ジナイモノハ權ダト云フコトニハ行カナイ、随テ權利ノ行使ヲ幫助スルノ力カラ或ハ勸誘スルノデアルカラ宣イデハナイト言フ議論ハ立ツマイト思フ出来得ルナラバ同盟罷業ハ止メタイ、世ノ中ニ無クシタイデアルが是ハ自然ニ出来得ルノデアルが好マシイモノデアルトハ吾輩ハ快シク思ハナイ、好マ

シイコトデナイカラ成可ク斯ウ云フコトが起ラヌ様ニ、皆ガ努メルが必要デアル、随テサウ云フ好マシカラザルフトヲ誘惑煽動セントスルノハ、是ハ餘リ宣シクナイ、皆ガ望ミデ自己ノ意思ヲ以テヤルナラバ、是ハ已ハコトヲ得ナイ、然レトモ所謂誘惑煽動ト申セバ單ニ勸誘トハ違フ外ヲウト思フ、ソコニ一定ノ何方方法ヲ用イレバ誘惑煽動トシケレバ、ナラヌ説得トカ勸誘ト云フ意味トハ多少違ツテ居ル、ソウシレバ之ヲ取締ルト云フノハ何等ノ不思議ハナイコトデアル、私ノ唯今御話ニタ様ナ種々ノ法律が段々出ヤウト云フ時代デアラスカ、今俄カニ之ヲ廢スルト云フコトハ、早計デアル、尤モ之

ハ必ズ之を何時迄モ残シテ置カナケレバナラナイト云
フ。之ハナリ、之ニ代ル相当ノ法例ナリ、或ハ將來
色々ノ立法が出來ルベシ是が世クテモ宜イト云フ
時代ニナレド勿論廢シテモ宜イ併シナカド現今
ノ狀態ニ於テハ、之ヲ廢スルフトハ早計デアルト斯
ク考ヘテ居リマス

○武田徳三郎君

私ハ更ニ憲政会ノ方ニハツ同ヒタイコトハ、此十七
條ノ削除、憲政会ノ方ハ誘惑煽動トイフ
コトヲ削除ニナリタシタガ、暴行脅迫若ハ公
然誹毀スルコトハ、削除ノ中ニ入ラテ居リタセ
ヌガ、是ニハ予政府府會員ノ御説ニナリタシタセ

383100

ウナ御趣意デ、必要ヲ御認めエムコトヲ電ウオ又
存置クヘキ他ノ理由カアルヲ御削除ニナラカウタリ
テアリタセウカ、其点ヲ念ノ爲メニ承クテ置キタ
イト思ヒマス

○中野實吉君

私ハ此ノ会ノ委員ヲ見レド辯護士ニアリ塔
一流ノ新聞記者ノ出世サシタ方カ殊ニ政界委
員ニハ法學士、殊ニ松田サンナトモ居レル其眞
ン中デ斯ク云フ質問ヲ受ケテハ私モ困ルベ
スガ、誘惑煽動ヲ割ルト云フコトハ陳明リノ板野
君ノ説明ト同ジ、其他ノ事ヲ聽カレタモ是
ハ私ハ提案ニナイノ事カ、御聽ニナル方カ世理

又ト思ヒマス。是カヲ終リマス

○岩切重雄君

一寸政府委員御尋ねレマス十七條ノ問題アリマスガ、是ハ政府トシテハ組合法ト云フモ分制定サレトト、十七條トイフモノト關聯シテ御考ニテ居ルノガアリマスカ、又十七條ト云フモノハ全然組合法が將來出來ル、出來ナクハ別問題トシテ独立ニ是ハ必要ナモノ或ハ改正スルコト出來ナイモノト云フ少ク御考ニテ居リマスカ

○川村政府委員

唯今御尋ねノ事ハ労働組合法ノ内容如

383181

何ニ關シマス問題デアリマス。若シ労働組合法ニ十七條ノ如キ内容が包含サレト云フコトニアレバ、或ハ要ラヌカモ知レマセシ、然レドモ吾々ノ考ヘテ居ル所ハ、労働組合法ト云フモノハソウイフ種類ノモノデナイト考ヘル隨テ十七條トイフモノハ全ク別ナモノデアルケレドモ將來若シ労働組合法或ハ仲裁法ヲモ出來ルト云フコトニアレバ十七條ノ問題ハ全然ソレニ關聯シテ起シテ來ルト考ヘマス。

○岩切重雄君

モウ一ツ承リタイハ先刻ノ御話ノ中ニ申告罪云々ノ御話ガアリマシタ刑法ニ於テ罰金

暴行、脅迫、場合ハ申告罪トナシ居リマ
ス、ソレハ申告罪トイフコトニシタ、ソコニ多少ノ
理由ガアルカ、人ナクイカ、思ヒマスガ、唯外申告
罪デアルガ故ニ其場合ヲ取締ル規定ガ
ナク、又十七條ガ必要ダサ、云フ理答ナン
デアリマス。

○川村政府委員

國民党ノ改正案ニ依リマス、ソレハ全部刑
法ニ讓ルト云フ御説明デアリマス、ケレドモ、暴行
行罪ノ如キ、誹毀罪ノ如キハ、刑法ガハ申
告罪ニナリ居ル、然ルニ同盟罷業等場合
合ニ起ル所ノ暴行、若クハ誹毀ニ就テハ之

383162

○土屋興居

ヲ取締ルトが出来ヌト云フ結果ニナリマス、カ、之
ヲ免シテハイカヌヤ、ナイカト云フ議論ヲ私ハシタ
ノデアリマス。

私ハ政府ニ伺ヒタイ、第十七條ノ處デアリマス
ガ、第十七條ガ此儘存置サレマシテモ、労働組
合ノ發達トイフモノヲ阻害シナイトイフ御見
解デアリマス。

○川村政府委員

我國ノ現在ニ於キ、コレテハ、労働組合トイフモノ
多ク認めナイト云フ法律ハナイノデアリマス、随ツテ
労働組合ヲ設立サレト云フコトハ、自由ガト謂

ハナレバナラヌ、現ニ色々ノ組合が出来テ居ル
此十七條ノ規定ハ唯カ同盟罷業者ハ同盟
解雇ニ對スル所ノ規定デアリマス、別ニ組
合法ト両立シナイコトハナク、之ガアツテモ組合ハ
當然出来テ行クタイフコトニナル

○土屋興局

唯今ノ御説明ニ依ルト要スルニ労働組合ト云
フモノヲ政府ガ公認シテ居ルト云フヨリモ、放任シ
テ居ルト言フタ方が、現在ノ状態ニ適スル處ヒマス
カ第一項ノ規定ニ依リマス、労働組合ニ加入
スルコトヲ誘惑若ハ煽動スルト云フコトハ一誘
惑ト勧誘ト云フ又案ノ解釋ガ先刻来大分

383183

アリタシタケレトモ之ヲ嚴重ニ適用ケルレバ勞
働組合ニ加入セシムル爲メニ人ヲ勧誘スル或
ハ誘惑スルト云フコトガ困難ニナルデアリマスガ
勧誘スルト云フコトモ時ニ依ルト誘惑スルトイフ
意味ニ取ラレル場合モ起ラウト思ヒマス、併シ
此點ハ当局者ノ方デ現ニ非常ニ寛ニセラ
レテ居ルトスレバ、發達ニ害ナイト思ヒマス、レ
トモ此第二號ノ規定ノ方ニ參リマスルト、同
盟罷業者トイフモノヲ殆ト根本的ニ壊サレト
云フ虞ガアルト思ヒマスガ、之ニ對シテハト云フ
御考ヘテ御持クニナツテ居リマスカ、

○川村政務委員

唯今御質問ノ労働組合ニ加入スルヲ勸
誘スルト云フ場合ニモ一向是ハ差支ハナイ、第二
號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑煽動スルコトハ
出来ナイト云フ規定ニナラズ居リマス。

○土屋興君

第二號ニ依リマスルト同盟罷業トイフモノヲ
起ラウガタメニ勸誘スルト云フコトガトウシテモ誘
惑煽動ト云フ意味ニ該当スルヤウニ思ヒマ
スガ、事實問題ヲ擧ゲテ御詔致シマス、私
ガ一ツノ工場ニ居ツテ其ノ工場ノ労働條件ト云フ
モノが非常ニ不備ナル、其為メニ他ノ者ヲ煽動
シテ労働條件が不満ナルヲ一ツ同盟シヤウシヤナ

383184

イカト云フコトが既に誘惑煽動ニ該当スルト
思ヒマス、之ヲ嚴密ニ規定ヲ適用スルト云フコトニ
ナルト同盟罷業ニ加ツテ者ハ必ズ處罰サレ
ナレバナラス、實際ニ見マシテ同盟罷業ハ常ニ
官憲ノ拘束ヲ蒙ラズ取締ラレル場合が事
實多イト思ヒマス、之ニ對シテハトウイフ御意ヲ
御持テアリマスガ一應伺ヒマス

○川村政府委員

同盟罷業マサル場合ニヤラウ少シヤナイカト云
フ位ノ程度デアレバソレハ所謂誘惑煽動ニ入
ラナイト思ヒマス、確カ此前ニ他ノ政府委員
ガ此ヲ説明サレタ如ク誘惑煽動ト云フコトハ

單ニ勸誘説得ト人違フヤラウダヤナイカ、ヤラ
ウトイフコトハ之ニ談當シナイ、ソレハ他ノ誘惑煽
動デ以テ、サウイフ氣ガナカツタモノヲ煽動シタト
云フ意味デハアルマイト思ヒマス、ソコハ餘程適
用ニ考慮多ク加ヘテ行カナク、レバナラヌ點デアリ
マスガ、目下政府トシテハサウ云フ單純ナ勸
誘知ト力説得ト云フコトハ本條ニハ見テ居ヌ、
テアリマス。

○土屋興君

(上畧)實際ニ於テ同盟罷業ハ形ノ上カラ
見ルト如何ニモ多數者が寄リテ少數者ヲ
壓迫スルヤウニ見エマシテ形此カヲ鬼ヤクト

383185

如何ニモ多數者が寄リテ少數者ヲ壓迫ス
ルヤウニ見エマシテ形ノ上カラ見マスト思シイコ
トデカガイマスケルト云、經濟關係ノ上カラ言フ
モ、ト少モ國家ノ立法ニ於テ規定スルコトハ出来
ナイ、労働組合ノ最後ノ労働者ヲ保護スル
途ハ同盟罷業ト云モ、認メル認メナイ問題
トセマス、同盟罷業ガ適當ニ行ハレルヤウニ、
當局者モ其處置ヲ執リ、又適法ニ行ハレ
ルヤウナ機關ヲ十分ニ發達セシメル所以デナカラ
ハ、於テ労働者ヲ發達セシメル所以デナカラ
ウト思フハデアリマス、當局ハ此労働問題ト
云フモノヲ殊ニ同盟罷業ト云フモノヲ殆ど安

二九
察法ノ法規ノ範圍ニ置カナイガ別ニ此取締
法ト云フヤウナモ多制定ニテ同盟罷業ト云
フヤウナ形ニ於テ行ハレテモ差支ナイハ此範
圍ヲ超過シタ場合ニハ處罰スルト云フヤウ
ナ明確ノ規程ヲ御造リタル御考ハ御持
テニテ又ノテアリマス。

○川村政府委員

御質問ノ前段ノ部分ハ洵ニ同感アリ隨
テ政府ハ此本條ノ十七條ノ適用ニ就テハ最モ
考慮ニテ居リマス結果、同盟罷業ノ數カ非
常ニ増ミテ居リマスガ十七條ノ適用ハ常モ
増サナイ却テ減ルト云フヤウナ現状ヲアリマス

383106

是ハ當局ガ餘程此適用ニ就テ注意ニテ居
ル證據デアル更ニ十七條ノヤウな多何時マデモ
置カト云フヤウナ御質問ハ當局ニ於テモ成
ベク適當ナ法制ガ出来テ来マスレバ廢メタイト
思ヒマスガ、其點ニ於テ固下考慮ニテ居ル次第
ヲアリマス。
(此點ニ三回答アリ)

○武田徳三郎君

私が御質問ニスル趣意ハ明治三十三年ニ於テ此
治安警察法ト云フモ多制定サレル當時ニ
案ノ沿革上カラ見ルト其當時同盟罷業
ト云フモノハ鬼イ事不法ナルコト云フ觀念力
ヲ出タヤウニ承知シテ居リマスカラ、其事ヲ

伺フ其當時ノ立法ノ趣意ハソレデアツテモ、時
代ノ變遷ニ隨フ其解釋ヲ人々日ノ時代思
潮ニ適應スルヤウ解釋シタラバ、ドウデアラ
ウカト云フ考カラ、其事シ伺フタノデアリマス其當
時ノ制定ノ趣意カラ云ヘバ私ハドウシテモ同盟
罷業ト云フモノハ不法ナモデアルト云フ觀人急デ
其不法ナ事ヲスルガ爲メニ誘惑煽動ヲスルト
云フコトデアルカス之ヲ制裁シヨウト云フ目的カラ
此第十七條ハ出来タモノデハナイト思ヒマス

○川村政府委員

御意見ヲタクエスガ、ソレハ私ハ違フト思ヒマス
私ニ制定當時ノ理由等ヲ讀ンダフトガアリマスガ

確カニ之ハ惡事トハ思フテ居ラヌヤウナ説明
振デアツタ心得ヲ居ラスガ併シソレハ能ク御
諒ヲ願ヒタウツガイマス。

○委員長(宮古啓三郎君)

(前畧) 小山松村君カラ提出サレタ案ニ就
テハ第五條第三項中「女子」ヲ削ルトイフ
方ハ今御賛成ニナリタカヲ判リタガ、其改
メ十七條中ノ改正案ハ如何デセウカ。

○川村政府委員

先刻末説明ヲシテ居リマス通り此點ニ
對シテハ不同意デアリス

(本委員會ハ右件ニ關スル協議ナシ)

第四十五議會

治安警察法第十七條改正法案ニ関スル
衆議院議員會速記録抄録
(第十七條削除ニ関スル件)

第一回 大正十一年二月十五日午後一時四十二分開議

委員長 木下成太郎

出席委員 木下成太郎

土屋

興 今井

今助

志賀和多利 久下 豊 忠

安原仁兵衛 一宮 房次郎

津崎 尚武 武田 徳三郎

横山 金太郎 野村 壽 大

山 移 定 政

出席政府委員

内務省警保局長 湯 池 幸 平

内務省参事官 松 田 源 治

○武田委員

前畧) 国民党ノ御提案ニツキマシテハ色々御説明ヲ承リマシタガ最モ治安警察法中デ世間ノ問題トナツテ居ル又最モ注意ヲ要スベキ第十七條削除ニツキマシテ、国民党ノ方カラ御説明ガナイ様デアリマシタガ併シ本會ノトキノ御説明ヲ承ツテ略シテ解シテ居ルノデアリタス其ノ中デ私ノ最モ了解ニ若シム點ハ下 畧 (以下ハ植原委員

383189

員ノ答辯ニ依リ質問ノ要旨ヲ窺ヒ得ルニ付有畧ス)

○植原委員

武田君カラ誠ニ好イ御質問シテ戴イテ非常ニ喜ビト致シマス。十七條ノコトヲ説明漏シテ居リマシタラス。御質問アルノハ当然、又御質問ノ疑モ明瞭ニ御晴シ申スコトが出来ルト信ジテ居リマス。只今ノ御質問ニ依リマスト、現在ノ勞働者ノ中デモ現状ニ甘ンジテ居ル者ガアル。或ハ現状ニ甘ンセヌシテ、自分ノ生活状態ヲ改善スル爲ニ同盟罷工ヲ企ツル者ガアル。同盟罷工ヲ企ツル者ガ現状ニ満足シテ居ル者ヲ強制的ニ

強制的トイフ言葉ハ甚ダ好イ言葉デアリマスガ、寧
 々法文ノ文句ノ方が宜カロウト思ヒマス、法文ノ文句
 ニ依リバ、ソレヲ誘惑シタリ若クハ脅迫シタリスルコ
 トヲ意味スルデアリマスガサウ云フ場合シ其ジ如何
 ニ取締ルヤ斯ウ云フ御質問カラウト思ヒマス
 私ハ其レニ對シテ斯様ナコトヲ御相像願ヒタイ
 日本ガ立憲政体ヲ作ツタ時モ立憲政体ヲ望ム
 在ノモアル望ムハ者ノ意見外デ造ラズ、望ム
 ナイモノヲ引張ラ行ツタノハ無理デハナイカ、斯ウ
 云フコトデアラウト思フ是ハ武田君ノ御質問ト
 シテ、労働問題資本問題ヲ御存心ノ御質
 問トシテハ甚ダ私ハ奇怪ニ感スルデアリマス

勿論労働者デモ現状ニ満足シナイケレトモ、往
 生シテ居ル者ホアルソレヲ現状ヲ打破シテ自分
 ノ生活ノ安定ヲ得タイ自分ノ向上ヲ圖リタイトイ
 フ労働者モアルコトハ当然デアレトモ、之ヲ脅迫シ
 タリ、現在ノ状態ニ満足シテ居ルモノヲ労働團體
 ヲ作ラウトシテ、ソレニ加盟セシメント云フ喜ハナ
 イモノニ對シテ暴行ヲ加ヘルソレヲ誘惑シタリ脅
 迫シタリスル場合ニハ、トウスルカ、是レ實ニ簡單
 デアル、サウ云フ場合ハ他ニ法律ヲ以テ——他人
 ヲ脅迫シタリ、他人ニ暴行ヲ加ヘタリ、強ク他人ヲ
 誘惑シタリスルヤウナ事ヲ取締ル所ノアルモノ
 コトハ御存心デアラウト思フ又労働組合ノコト

ニシキマシテ現在ニ於テ労働組合結成ヲ作ラナ
ケレバサラスシ作ラズデモ既ニ或労働團體ガ
組織サレ默認サレ居ルコトモ事實アリマス
ソレハ事實シタルタリシテ今ク國際聯盟ヲ承
認シテ居ル日本トシテ華盛頓會議ニ労働
會議ノ狀態ヲ承認シテ居ル日本トシテ之ヲ認
メナケレバサラス又同盟罷工ヲ企テルコトヲ惡イ
ト仰ルナラバ是ハ御意見アリマス併シシガラ
今日資本家ハ如何ナル方法ヲ以テモ合同スル
コトガ自由ニ出来リル一方ニ於テ資本家ハ自
由ニ合同スルコトが出来ル資本家今日ノ生
活困難ナモノアリソレ故ニ資本家ハ幾ク

資本家合同シテモ殊ニ資本家ハ今日平形シ
一枚書クニ世界中自由ニ歩クコトが出来ル併
シテカク労働者ハ一定ノ場所ニ居ル一方ニ
資本家ノ合同ヲ許シ一方ニ労働者ノ合同ニ
ラ組合多組織スルコトが出来ヌト云フコトニ居
シテ甘シク行クコトが出来ヌセウ方併シシガラ
今日ノ資本家ノ狀態ニ已ムヲ得マシテ自
ノ妻子ノ爲ニ一妻子ノタメタカリシハナイ其日
暮トノ労働者トシテハ人良シタリ人良ハナカツ
タリ資本家ニ及抗スル死ナナケレバナシ
生物トシテ死ナケレバナシ又ソレ故ニ已ムヲ得知往
生シテ居リマスシテ今日ノ労働者ノ間ハ

能ハハ不満足ヲ唱ヘテ居ル者が多数ヲアリマス
之ヲモテ居ルト云フ者ノ無イハ明瞭ナルハ
ナズ労働者ノ方カ國民全体カラ云ヘバタ
数ヲアリマス此多数ノ向上發展ノ途ヲ圖
ナルコトハ國家ノ経済ニ甚ル者ノ考慮致サ
ベキ又 所ヲアルソレ故ニ労働組合ヲ認
ムルコトモ當然ナル同盟罷工ヲスルコトモ
労働者ノ權利ト認メル程迄進マナクハナ
ハモ然ラアルソコヲ只今ハ当然許スベ
云フコトナル之ニ加フルニ喜バナイ者モ労働
者ノ組合ヲ作ラ居ル者が暴行脅迫誘
惑タル場合ニ於テハ之ヲ取締ル法律ハ此法律

以外ニハナクモアリマス御安心
スルコトナルヲサレマスソコヲモ
ノ問題資本家が労働者ニ對シテハ
少シモ之ヲリテ無法ナル所ノ解雇
合ニ於テハソレ如何ニ取締ルハ是ハ
聽クト御尤モノ様外ガ是ハ私後ニ
記者ニ個ニヒテアリマス此法律ガ
マデ年々最近ニ至ツテハ五百、六百ノ
同盟罷工道アリマス同盟罷工
ハ労働者ヲモテ此ノ治安警察法
依リテ之ヲ嚴重ニ取締ラト云フ事
實ガ又ト思ヒマス、殊ニ最近ニ於
テ甚ルキ實例

神戸マスト神戸川崎三菱同盟罷工の
 於テ労働者ハ何等ノ暴行モ致サナイ、
 彼等ハ自己ノ主張ヲ宣傳スル爲ニ行列ヲ致
 ス、彼等ノ主張ヲ唱ヘル演説會ヲ開イタ
 カ、然ルニ當ニ敬告スルヲ濫用シタ
 カ、是ハ軍隊迄モ出シテ之ヲ威嚇シタ、
 是ハ後ニ伺ヒタイコトカアル、今迄資本家
 ハ合同ニ提携シ、資本家が相續シ仕合
 ヲ労働者ヲ壓迫シ、其組人等ニ於テ資本
 本家ヲ取締リタ、事ハ此種者ニ幾ラカ
 同ヒタイモ少シ、而テ團體ヲ威壓シ、壓

迫シ警察官ノミナズ、兵隊迄出シテ威嚇シタ
 申實ハ過去数年ノ間ニ幾ラアル之ヲ先ヅ
 私ガ後ニ内務省ニ伺ハシタル所アリ、
 只今ノ武田君ノ御話ニ付キマシテハ事實
 ハナイ、アリタス、資本家が合同ニテ労働
 者ヲ口ウクアツトスルト云フ如キ事、此ノ法
 テ以テ取締リタ、实例ハ私、富商連ニテサ
 甚ダシイモノトハ思ヒマセ、又左様ナ場合ニ
 於キマシタハ十分ニ其レヲ保護シテ脅迫シタリ
 スル場合ニ取締リタ、申實ガナイトヤハ
 此ノ法律カアルモ現在ニ於テ資本家が
 合同シテ口ウクアツトシタリスル場合ニ

ソレヲ政府が干渉シタリ、警察権ヲ以テ
資本家ヲ抑壓シタト云フ事實ハナイカ
ル有ソテモ、無クテモ其點ハ因ジアルコトが
却ソライケナイコトデ、無クテモ不法ナル行
爲ヲスル資本家ヲ取締ルコトハ決シテ困難
ナクイト思フ一定ノ治安ヲ維持スル法律ハ
タクサンアリマス此治安警察法ヲ労働者
ト資本家ヲ取締ル法文ノ上オラ函々相對
スルモカケレトモ過去ノ事實ニ徴シテ現在
ノ事實ニ依リテ資本家がコソクアウシ
シヤウト資本家が如何ニコソソリデーニヨ
リヤラウト日本ニハ之ヲ取締リタル事實ヲ知

383194

リ、セヌ、故ニアツテモ無クテモ少シモ違ヒナ
イ知アリマスオラ御安心ナスワテ宜シイト思ヒ
マス

第三回、(大正十一年三月三日會議)

○木下委員

大臣が出席ナリマシタカラ——野村君、

○野村委員

内務大臣ニ簡單ニ質問致シタイト存ジマス
大變御座シイ容子デアリマスオラ簡單ニ要點
カキ申上ゲマス此治安警察法第十七條ヲ吾
々ノ方デ改正致ス考デ此委員會ニ移サレタ
シタリマス、ソコデ其點ハ一請惑者ハ煽動ノ割

除テアリマス。是ハ局部的ノ問題ナル、大キイカ
面カラ見マシタラバ、此根本問題ハ此産主ト
傭人ヲクル此問題ヲ解決スルト言フコトハ
今日ノ急務中ノ急務ナルト信スルノデアリ
マス私ハ敢テ他人ニ附和雷同スル譯デアリマ
セヌガ兎ニテ用此三四年ノ傾向ヲ見マスト新聞
紙上ニ於テ能ク起ラズ居ルハ此問題ハ一ツ勞
資問題デアリマス(中畧)
兎モ爾社会ノ風潮ガ今日此傾向ニ進ミデ
居リマスアラ之ニ對シテ最善ノ方法トシテト云
フ考シ内務當局ハ持ツテ居ラレタ、又出来
ルコトアラバ如何ニ對シテ若、廣、方法ヲスルハ具休

383195

的ハ之ガ法律ニ於テ現レルコトモアルデアラウ
或ハ其他ノ法ニ依ラテ減ルデアラウ此方法、此
決心、此点ニ對シテ床次内務大臣ノ其信セラ
レル所シテ承ラテ置キタイデアリマス是ハ政
党政改ノ問題デハナイ、日々此結果ガ思フ
ナルデアリマスアラ、諸リ政党政改ノ關係デナ
イ國家トシテ改メルト云フノガ吾々ノ任務デアリ
マス對シテ率直ニハツ御答辯ヲ願ヒタイ、私
ノ質問ハ是ヲデアリマス、

○床次内務大臣、

只今野村君ノ御説ハ私共モ御同意ヲ表
スル處ガ多イデアラスガ如何ニモ勞資ノ關係ヲ

圓滿ニシテ以テ産業ノ發展ニ都合ノ好イ
ヤウニスルト云フコトニ付テハ亘ニ考慮シナケレバナラ
ズ事ト思フ豫テ其考ヨリ吾々が注意シテ
居ル處ハ一ツハ勞力資相對抗シテ争フトイフ思
潮ハ出ルルカク思想上ノ力カラモ緩和スヘキデ
アル斯ウ考ヘテ前年御勸賛ヲ得テ勞力資
協調會ノ國庫補助ノ支出ヲ仰イテ次第デ
アリタスガ、ア、云フ方面ニ努力ハルコトモ其一デアラ
ウト思ヒマス、ソレカラ濫リニ法ヲ以テ嚴ニスルト
云フコトモ亦宜シクナイデ、其處ニ付テハ治安
警察法第十七條ノ撤廃ハ豫テ世ノ議論
ニノミテ居ルコトハ實ハ當局モ能ク知ゾテ居リマスガ

383136

其爲ニ成ベク此法ノ適用ニ付テハ慎重ニシテ
今日迄其解釋ヲ司法部トモ打合せヲシテ行
クコトニノミテ居ル、併シナガラ全然之ヲ今日ノ
場合撤廃スルト云フコトハ現下ノ事情トシテ
ハ大ニ考慮ヲ要スルヤウニ考ヘル直ニ之ヲ廃スル
コトハ私共ハ宜シクナイコトト思ヒマスガ併シ今申
ス如ク其適用ニ付テハ之ヲ緩和シ慎重ニス
ルト共ニ將來ニ於テハ何レ勞働組合法ノ制
定モシナケレバナラヌ目下其手續中デアリ
マスガ引續イテ勞働爭議ノ立法モ見ナケレ
バナルマイト思ヒマス、左様ニ勞働ニ関スル立法ガ
漸次整ツテ来々既ニ於テ能ク其事情ヲ斟

酌シテ然ル後ニ此十七條ノ如キハ撤廢ヲ議シ
 タ方ガトウモ誤リノ無イ造方ヲアラウモ思ヒマス
 尚モウツ是ハ金ク私ノ意見ヲアリマスが先年
 政府トシテハ鐵道部内ニ現業員會制度
 ナルモヲ設ケニ年許リ經過シテ居リマスガア
 ノヤウナ制度ソツぐ斟酌シテ各工場ニモ出
 来ル分ケ實施スルヤウニ至ルト云フコトモ大變
 好イ事デハナイカト思ヒマス其様ナ方面ニ此
 際暫ク盡力シテ然ル後十七條ノ撤廢論ニ行
 キタイモト思フツテ居リマス

○植原委員

只今野村君カラ御尋ニナリマス治安警察

383197

警察法第十七條ガアリマスが此規定ハ二様
 規定ヲ有シテ居リマスハ労働者ノ同盟
 罷工ヲ致ス場合ニ取締ル爲メアリマスバ
 資本金家ガ労働者ヲ雇服セシメル爲メデ
 アル是迄政府ハ過去数年ヲ経テ多ノ労働
 争議ガアリマスが、是等ノ争議中資
 本金家ヲ取締ラナケレバナラヌト云フ様ナ必要
 ヲ御慮シニタツコトガ有リマス無カツタカ有
 ツタトスレバ如何ナル場合ニ如何ナル取締ヲ
 シタカ此治安警察法第十七條ガ如何ニ運
 用サレタカト云フコトニ付伺ヒタイ

○床次内務大臣

今此處ニ謂フモノヲ持ッテ居リタセヌガ、私
ノ記憶スル所ニ依リバ此法ヲ適用シテ制裁
加ヘタコトハ是マデナカク様ニ思ヒマス尤モ以テ
ニ於テ多ク妥協ガ成立ツタモノナラズ其間
ニハ資本家ニ注意ヲ喚ヘタコトハハル様ニ
考ヘマス

○植原安女貞

最近ノ实例ハ明瞭ガ内務大臣ノ御記憶
ヲ喚起スニ便利ナラウト思ヒマス、神戸ノ川崎
三菱ノ同盟罷業ノ時ハ労働者ハ何等ノ
暴行ヲ致シテ居リタセヌ、此場合ニ警察
及リ以テ労働者ヲ壓迫シ殊ニ軍隊ヲ出

383198

憲兵ヲ出シタト云フ事實ハ明瞭ナコトダ
此事實ヲ否定スルコトハ出来ナイト思ヒマス。
殊ニ川崎ニ於ケル技師ハ外部カラ職工
青澤連中ヲ雇入レテ来テ、労働者ニカ負
傷セシメタ事實ニ於テモ御否定ハ出来
マスマイ、人ノコトハ今日労働者、資本家
軍閥家ト云フ問題ハ別ニ致シマシテモ免レ
角今日ハ労働者ヲ取締ル方法ガアツタモ
資本家ヲ取締ル方法ガ殆ト無イ、

(下略)

○床次内務大臣

意見ハアリマスケレシモアナタノ意見ニ御答

ヘスルは要ヲ私ハ認メマセシガ併ニ此規定ハ
労働者モ資本家モ或條件ノ下ニ束縛
サレル規定デアリマス。労働者ハカリ束縛
スル規定デナイ。能ク讀ンデ御覽ナサイ此規
定ハ両方取締ルコトニナワテ居リマス。其
御積リガ議論ンテ下ハラナケレバ……

第三回委員會ニ於テハ採ルヘキ論議
ナシ。

383199

大正十三年六月

治安警察法第十七條中「誘惑煽動」削除ニ關スル論議

(第四十一乃至
第四十五議會衆議院委員會速記録抄録)

警・保・局

383200

治安警察法第十七條改正法案關スル衆議院
委員會速記録抄録

(誘惑煽動ノ削除關スル件)

第四十一議會

委員長 工藤 吉次

出席委員 工藤 吉次、赤尾 彦作、小山 松壽

野村 嘉六、櫻井 兵五郎、近藤 達兒

北井 波治目

大正八年三月十九日午前十時五十五分開議

◎委員 小山 松壽 (提案者)

治安警察法中改正法案ヲ提出シタ 理由ヲ説明致シマス
此治安警察法第十七條中ニアリマスル「一」シヌハ第二條ノ目

的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動ト云フ字ヲ削除スルト
 云フコトが本案提出ノ主タル條項ニアリマス現行法ハ第一
 ニ立法ノ意義が甚々明確ヲ缺イテ居ルト思フデアリマス
 カラ其ノ精神ヲ明カニスル必要モアラウト思ヒマスルが大体
 ニ於テ本案ハ明治三十三年法律第三十大號ヲ以テ公
 布サレタモノデアリマシテ當時ノ事情カラ今日ヲ豫想
 シテ之ヲ審議致シマシタイト今日カラ當時ヲ考ヘマスルト
 殆ド隔世ノ感ガアリマスノデ最早時代ノ進運ニ伴フ法律
 トハ見ラレスノデアリマスノミナラズ下級ノ警察官等ノ
 解釋等ニ委シテ置キマスハ頗ル危險ガ之ニ伴ヒ
 マスノデ却ツテ此ノ法律殊ニ意義ノ不明確ナルコトヲ
 存シテ置キマスルコトハ一種ノ反抗心ヲ助長挑發ス

ルト云フヤウナ虞ガアルトイフコトハ事實ノ上ニ歴々之ヲ
 證スルコトが出来ヤウト思フデアリマス當時ノ即チ第
 十四議會ノ衆議院ニ治警法及行政執行法ノ
 兩法案ノ特別審査會速記録一明治三十三年
 二月十六日政府提出法律デアリマシテ内務省書記官
 有松英義君が説明ヲ致シテ居マス其説明ニ依

ツテ見マスルト

前署
 此ノ治警法ノ即チ第十七條ハ労働契約ノ條項
 変更若クハ賃銀ヲ上ゲテ貰ヒタイト云フニ付同盟
 罷工ヲ爲スノ風が追々盛シムナツテ參ッタノデアリマス政
 府ニ於キマシテハ労働者ノ共同團結シ若クハ賃銀
 ノ値上其他ニ付キマシテノ同盟罷工ヲナストイフコトハ

労働者ノ權利ト認メテ居ルノデアル故ニ法ヲ以テ此等
ヲ余リ束縛スルハ穩ナラズト信ジテ居ル併ナガラ元是
ガ權利ト認メルノハ何ヲ權利ト認メルカト申シマスレバ
労働者が互ヒニ自由竟鬼ニ依ッテ團結シヌハ自由
ノ竟鬼ニ依ッテ同盟罷工ヲ致シマスカラ其ノ權利ヲ
認メルノデアリマス ト云フヤウナコトノ説明ガアリマシ
テ更ニ今日同盟罷工ヲ權利トシテ認ムルコトハ
殆ド學者ノ定論ナルニ拘ラズ此ノ治警法ニ係
リマスル如キ行爲ニ對シテハ特ニ取締ヲナス國モ
外國ニ段々アル、我國ニ於テモ今日此法ヲ設ク
ル既ニ時機ナリト思フレトイフヤウナ大体ノ趣意
ニ於テ説明ヲサレテ居ルデアリマス。

中 畧

本法ノ運用ノ關係カラ見マスト今日此ノ社會ノアラユ
ル事情ニ照ラシマシテ内外ノ政策上ノ見地カラ見マシ
テモ是ハ目下緊要ナルコトト思フデアリマス 社會政
策上ノ各議論カラ申シマシテモ而世界戦乱ノ經濟
上ノ影響カラ考ヘマシテモ或ハ戦後ノ國力恢復若ハ
經濟競争ト云フヤウナ事カラ見マシテモ今日
資本ト労働ノ調査トイフヤウナ事ハ、學者ノミ
ナラズ實業家モ殊ニ此ノ經濟方面ニ多大ノ注意ヲ
拂ッテ居ル者が此事ヲ力説シテ居ル又ソレノ
研究モンテ居ル内務当局者ニ於テモ此事ニ對シ
テハ特ニ救済事業調査会等ニ諮問サレテ居ル譯
ナル又川村局長此等ニ對スル談話モ御意見

一端トテ新聞紙ニ掲ゲラレテ居ル所モ拜見シマシタ
ガソナヤウナ事デ是ハ非常ニ今日ノ問題トシテハ極
メテ重要ナル事ニ當ッタ居ルノデアリマスシ又一方カラ申
シマスルト此ノ二十年前ノ本法ノ制定サレタ當時ト今
日トハ國民一般ノ文化ノ程度カラ見マシテモ權利
思想発達ノ程度カラ見マシテモ此ノ労働者ノ
自覺及責任觀人念トイフヤウナコトハ是ハモ少
此ニ縁々致シマセヌデモ明カナ事デアリマスカタ斯
様ノ過渡時代ノ幼稚ナ時代ニ出来マシタ法律
現今ノ時運相應セサル所ノモノヲ置キマスツイフコト
ハ徒ラニ一面民心ヲ激昂セシムルイフヤウナ事ニモ
至ラウト思フノデアリマス

中

畧

383203

更ニ政府当局者ノ議會ニオケル答辯、若クハ議
会外ニ於ケル意見ノ發表依リマス必要スルニ平穩
ナル手段ニ依ツテ團體ヲ組織シ若クハ加入セシム
ル行爲ハ何等妨ゲナイ同時ニ組合トイフモノハ
是ハ禁止スルモノデナイ又禁止スヘキ法例ノアル譯
モナイ、自由デアル、斯ウ云フ風ニ見エルムデアリマス
ガ凡ソ團體ト云フモノヲ組織スルト云フコトニナリマス
レバ其ノ團體ノ一ノ目的ガナケレバナラズ其ノ目的ヲ以
テ之ヲ唱フル即チ首唱者ガナケレバナラズ其首唱
者ガ甲ナル首唱者ガ乙ナル者ニ其ノ目的ヲ以テ
之ヲ誘導スル若クハ勸誘スル、或ハ加入ヲ勸
メルト云フ場合ニナリマスト是ハ法ノ解釋如何

ニ依ツテ直クハ是ガ誘惑ナルコトニ當ルヲ加入ヲ
勸メルト云フ場合ニ於テ其ノ目的ハ即チ現當
局者が申サレル通りニ平穩ナル手段ニ依ツテ
其ノ目的ハ共済的ノ目的デアラウトモ階級ノ自
覺ニ依ツテ互ニ其自己ノ利益ヲ擁護シヤウ
トイフ目的デ勸誘ハシマシテモ其結果ガ大体之
ニ賃金値上ノ要求トナリ若クハ其雇主ニ對スル
不平トナラテ同盟罷工ト云フヤウナ結果ニ陷ツタ
場合ニ於テドウカト云フト、結果ヨリ見テ其原
因ガ勸誘シタ人ヲ直ニ誘惑シタ治警法律
十七條ニ依ツテ之ヲ罰スルトイフコトハ解釋ヲサレテ
其ノ法ノ適用ヲ受ケルト云フ場合ニナリマシテモ是亦

383204

仕方ガナイス様ナク危險ナ法律デアリマスカラ
如何ニ其平穩ニ其ノ團體ヲ作ルト云フコトハ差支ヘナ
イ、何等法律ニ禁ジテ居ル事デナイ、斯様ニ如何
ニ解釋シザレシテモ其ノ結果ガ左様ニナリマス

中畧

吾間ニハ此十七條ヲ全然削除シタイト云フ希望ヲ持ツテ
居ル者モアリ又サウ云フ議論モアリマスガ私ハ兎モ角モ
先ヅ以テ是ダケノ程度ニ改正ヲシテ置イテ而シテ更
ハ其改正ノ結果ノ自体ニ徴シマシテ漸次善導シテ
穩健ナル所ノ一ノ労働者階級ヲシテ其責任觀念
ト又資本關係トノ協調ヲ保ツノガ最モ必要デア
ルト思ヒマス、私ノ提案致シマシタノハ、極メテ穩健ナ

ルコトト私ハ信スルノデアリマス

下畧

◎政府委員(川村竹治君)

唯今小小君カラ提出ノ理由ヲ詳細ニ御述ベニテ
ナリマシタガ私ハ此ノ御提案ニ對シテ政府當局者
トシテ御同意ヲシ兼ネル大体ノ理由ヲ説明シテ
置キタイト思ヒマス御承知ノ如ク今般ノ世界
大戰ハ、世界國民ノ思想上ニ大ナル變化ヲ及ボ
シマシテ其ノ波動ト云フモノガ段々我國ニ及ボカ
ノ如キ感ガアリマス殊ニ露西亜並ニ独逸ノ革命
ノ如キハ、實ニ豫想シ得ナカッタ位ノ激シイ勢ヲ以
テ進デ行ツタ有様デアツテ露西亜ノ過激派ノ
如キが持ツテ居ル思想ノ如キハ詢ニ困ツタ思想

383205

デアリマス、併シナガラ是ハ時ノ勢デアツテ、其ノ
善惡ニ拘ラズ、其勢ヲ逞ウスルコトハ是ハ已マコ
トヲ得ヌデアリマス

(露國ノ過激派ノ現状及英國ニ於ケル勞力資
間ノ實情ヲ説明シタル後)

此歴史、此ノ經過ト云フモノヲ抜キニシテは舞ッ
テ一足飛ハ勞働資本調和機關ト云フヤウナ
コトニ依ツテ此ノ兩者ヲ調和スルト云フコトが聲口
我國ノ國情ニ適シ、進歩シタル方法デハアルマイカ
ト考ヘル之ニ對シテハ民間ニ對シテモ相當考慮
スル人ガアリ又盡カシテ居ル人モアリマス政府モ
大体ニ於テ此ノ意ヲ賛成シテ居ルヤウナ譯デ

アリマス、隨テ治安警察法ノ第十七條ノ第二
 號ノ規定ニ付キマシテモ之ヲ今日殊更ニ變
 更シ、又ハ削除スルト云フ必要ハ、先ヅナイデハタイ
 カト思フノミナラズ此規定ハ寧口存置スル方が我
 國ノ狀態ニ適シ又資本労働兩者ノ調和ニ於テ
 モ、何等妨ゲナキノミナラズ此ノ適用如何ニ依リ
 マシテハ却テ好イ結果ヲ生ズルハアルマイカト信ジ
 テ居リマス、ソレ何故カト申シマスレバ治安警
 察法ノ第十七條ノ煽動スルト云フ行為ヲ罰
 シテ居ルノデアリマス何人ト雖モ同盟罷業が極
 メテ好イモノダトハ言ヒ得マイト思フ此ハ詰リ已ム
 ヲ得ザル所ノモノデアル、無クテ欲シイモノデアルケレドモ

自ラ生ズル所ノモノデアルサウシテ而モソレハ非常ニ好マ
 シイ事カト云フハ、寧口無イ方が望マシイモノデアル、
 國家ノ生産ノ側カラ見マシテモ、資本者ノ側カラ
 見マシテモ、労働者ノ側カラ見マシテモ、是ハ強テ
 望マシイ所ノモノデハナイ、資本側ハ適當ナ賃
 銀ヲ拂ヒ、適當ナ待遇ヲ施シ又労働者側ニ
 於テ満足シテ其ニ從事シテ居ルナラバ、何モ同
 盟罷業等、云フモノハ起サズシテ止ムノデアリマス
 故ニ此根本問題サハ解決致シマスレバ、大シテ此
 ノ規定ト云フモノハ都合ノ結果ヲ生ゼヌモノ
 デアルト私共ハ深ク信ジテ居リマス。中 畠
 此意味が甚カ不明瞭デアルト云フカトハ期シ

難イノデアリマスガ、今日ノ法制ノ上ニ於テ誘惑
トカ煽動トカ云フ文字ハ可ナリアル、是等ハ自
ラ裁判例等ニ依ツテ其解釋ハ定マツテ往
カウト思フ、下級ノ警察官等ハ適用ヲ
誤ルト云フ御説モアリマシタ、是ハ可ナリアルカ
ラウト思ヒマスガ、政府が現ニ是等ノ法律ヲ
適用スル上ニ於テ十分ナル考慮ヲ費シ十分
ナル注意ヲ用井ルニ於キマシテハ人々後サウ云フ
例が頻發スルトモ私ハ考ヘテ居リマセヌ、即
チ是が無クテハ甚カ困ル場合ヲ生スルノデアル
現ニ過激派ノ如キ思想が段々日本ヘ入リ
マシテ、是等ノ思想ヲ宣傳スル者メハ勞働

383207

者側ニ手ヲ著ケルト云フヤウナ事ガアリマスレバ
是ハドウシテモ豫防シナケレバ、國家ノ存立ニ大
ナル關係ヲ持ツテ来ル其場合ニ此ノ法律ガナケレバ
ドウシテ之ヲ取締ルデアリマセウカ、私ハ甚カ憂
慮ニ堪ヘヌデアリマス、斯ル關係ニ於キマシテハ
私ハ此治安警察法第十七條ト云フモノハ
現在ノ儘ニシテ適用解釋等ニ付テハ今後十分ナル
考慮ヲ以テ之ニ臨ムト云フコトガ、今日ノ時代最モ
適シタ處置デアルト信ジテ居リマス、故ニ御
提案ニ對シテハ、政府當局者トシテ遠ニ賛成
ノ意見ヲ表スコトが出来ナイノミナラズ、密ナ口及対
ノ意見ヲ表明シテ置キタイト思フ。

◎赤尾彦作君 小山君ニ御尋ネシマス
(前畧)

此改正ニ據ルト、治安警察法第十七條第
ニ號ニ規定シタル法文ヲ熟讀スルト同盟解
雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルタメト云フコトニ
書イテ又テ同盟罷工ノミヲ目的トシテ書イテア
ルノデナイコトハ法文上明カデアリマス、從テ其下段
ニ至ソテ「使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ」
「云フ」が第一、目的ニナツテ居ルソレカラ第二ハ
目的ハ「勞務ニ従事スル」申込ヲ拒絕セ
シメト云フが第三ハ目的ニナツテ居ル第三ニ至
ツテ初メテ同盟罷工トカ同盟罷工テ雇入レヲ拒ム

383208

カ云フコトニナツテ居リマス、小山君ノ提案ヲ是ト
シテ通過スルトナルト、資本主が虚偽ノ事柄
ヲ言觸ラシテ雇主ヲ誘惑シ又ハ強ハ雇主ヲ煽
動シテ、勞務者ノ雇ヲ解カシメ、即チ解雇セシメ、
又ハ勞務者側ニ於テ雇入レテ呉レト云フ申込ヲ
資本家ニ致シシタル所が資本家ヲシテ其中ニ
ヲ拒絕セシメタヤウナ場合デモ、全部何等ノ制
裁ヲ加ヘナイト云フ考デアリマセウカ、此點ヲ先ヅ
御尋ネシテ見タイ。

◎小山松壽君

唯今御質問ノコトハ、事實ニナル場合モアルカモ知
リマセヌが今日迄ノ実況ニ照シテハ、雇主側ノ

方が同盟シテ其使用ヲ解雇スルヤウナ場合ハ先
に見当ラヌノデス、其場合ガアル事ヲ将来予想
シ得タトシテモ、今日、本案ヲ提出シタ趣旨ヲ
主トシテ勞務ニ従事スル者ノ立場カラ問題
ヲ審議シ解決シテ置ク必要ヲ認メタカス提
案シタノデアリマス。

下 署

◎市尾、彦作君

私ハ政府委員ノ説明ハ聞キマセヌガ、政府
委員ガ平和ノ手段ヲ以テヤツタ場合ニ制
裁ヲ加ヘナイト云フコトハ誘惑若クハ煽動ノ
手段ニ依ラナイ場合ノ事デアラウト思フ若シ
誘惑煽動ノ手段ニ依ッタ場合ハ、是ハ平

383209

和ノ手段ト云フコトハ出来ナイト思フ、随テ
私ハ聞キマセヌガ政府委員ガ左様ニ御答
ヲスヘキ筈ハナイト思フ、若シソレナクハ此
治安警察法ノ第十七條ハ全ク無駄ニナツテ
シマウカラ、左様ニ答ハ恐ラクナサルナイト思フ
随ガツテ左様ニ御聴取ニナツタノハ、御間違
デハナカラウト思ヒマス、平和ノ手段トハ誘惑
煽動ニ依ラザル場合ノ事ヲ言ツタノデアワテ
私ノ質問ヲ發スルノハ誘惑煽動ニ依ル場
合ノ事デアリマス

◎小山松壽君

誘惑煽動ト云フ事ハ、先刻政府委員

モ説明シ私ハ其説明ニ依テ解釋ヲ下シタノハ即
チ誘ヒ惑ハス若クハフオダレルト云フヤウナ事
ニ解釋スル是ハ政府委員デモ何人デモ
同じコトデアラウト思フ、社会ノ安寧秩序
ヲ紊スト云フコトノ竟思フ以テヤツタナラバ治
安警察法ヲ以テ論ゼズトモ、他ノ法規ヲ以
テ之ヲ四罰スルコトが出来マス。

◎市尾彦作君

罰スルコトが出来マスカ

◎小山松壽君

安寧秩序ヲ害スルト云フコトデアリマシタナラバ他ノモ
ハ四罰スルコトが出来ルト思ヒマス

383210

◎市尾彦作君

ソレハ何ニ據ラテデスカ

◎野村嘉六君

私モ提案者ノ一人デスカ誘惑若クハ煽動ニ就
テハ四罰シナイノデスカ

383211

治安警察法第七條改正法案ニ關スル衆議院
委員會速記録抄録

(誘惑煽動ノ削除ニ關スル件)

第四百九議會

第一回 大正十一年二月十五日午後一時四十分開議

委員長 木下成太郎

出席委員 木下成太郎

土屋 興

植原悦次郎

今井 今助

志賀和孝利

久下 豊忠

安原 仁兵衛

一宮 房次郎

津崎 尚武

武田 徳三郎

横山 金太郎

野村 嘉六

山移 定政

出席政府委員

内務省警保局長

湯池 幸平

内務省参事官 松田源治

一三

○野村委員

私ハ提案者ノ一々トシテ署名シ居リマスガ、主トシテ横山君が此任ニ當ツテ居ラルノデアリマス。併シ提案者デアリマスカラ責任上私ハ簡單ニ提案ノ理由ヲ説明致シマス。吾々ノ提案シテ居ル改正條項ハ治安警察法中「其五條第二項中「女子及シテ割ル」ト、其十七條第二項中「レ又ハ其五ノ目的ヲ以テ他々ヲ誘惑若ハ煽動」之ヲ削ル案デアリマス。此ノ案「女子及ア削ル」其五條中ノ点ニ對シマシテハ（中略）「シカラ其十七條ノ「他々」ヲ誘惑若ハ煽動」此ノ文字ヲ削ル、此ノ法律ノ出来タ當時ハ其ハ必要デアツタカモ知シヌ、又法律ノ條文カラ見マシテモ、言葉ヲ換ヘテ實際的ニ申シマスナラバ、資本家ニ適用シ、労働者ニ適用シ、両面ニ

適用セラル、性質ノ法律ニナツテ居ルノデス。サリナガラ此ノ法律ノ出来タ當時即明治三十三年ノ當時ハ、想フニ此ノ法文以外ニ言外ノ意味ヲ包有シテ居ッタモノト思フ。ト云フハ矢張り「資本家本社」デナカッタアト云フ事ヲ想像スルノデアリマス、故ニ此其十七條ハ両面ニ適用スル「ト」ガ法文自体ニ於テハ明カデアリマスガ、諸テ事實ノ多クハ所謂僱傭者即チ労働者ニ適用サル、ヤウナ結果ヲ来タレ居ルト信スルノデアリマス、過去ノ歴史ヲ見マシテモ恐ラカハ此法案ハ資本家側ノ方ニ適用サレタ「ト」ハ當テ無イト思フ。尤モ是ハヤウ度々適用セラシテ居ラヌガ假ニ適用セラシテモ多クハ労働者ノ方ニ適用セラシテ居ル事ト信スルノデアリマス、ソウシテ此ノ誘惑若クハ煽動、此文ハ刑法ニハアリマスガ、至ッテ抽象的ノ文字デ、事實認定が如何様ニモ認定ノ出キル文字デアルノデス。詐欺トク又ハ其ノ他具体

的ノ確證シタ文字デアレバ別デアリマス。誘惑若ハ煽動、此文字ノ意味ハ事實ヲ認定スル其々ニ依ッテ如何様ニモ解釈カ出来ル、所謂其々本々ニ對シテ自分ノ意見ヲ注入スル、此注入ノ仕方ノ程度ガ、巧妙ニ働カレタトキハ場合ニ依ッテ誘惑ト看做サル、場合ガナイデモナイトモ思ハレルデアリマス。又煽動、此文字ニ付キマシテハ、言葉モ最モ巧妙ニ氣勢ヲ揚ゲルヤウナ言辭ヲ用ヒタナラバ或ハ煽動ト認メルトガ出来ルカモ知シヌ斯ウ云フ抽象的ノ文字デ、サウレテ事實認定官ノ認定ニ依ッテ如何ニモ度ク解釈シ得ヘキ文字ハ、時ニハ是等爭議者ノ利益ニモ解釈サル、デアラウガ、場合ニ依テハ不利益ニ解釈サルモ限ラヌデアリマス。況マ此事實ヲ認定スル裁判官ソシ自体カ冷カナル頭腦ヲ判決ヲ下ストキハ、亦解釈モ其ノ水準準一ヲ得ルデアリマセウガ動モスレハ事實ノ起リタトキハ

熱狂スル餘リ、之カ筆意、之ガ取締ノ任ニ當ルハ、之ヲ煽動ナリト認メ誘惑ナリト認メテ法律自体カラ云々ナラバ活用カモ知レヌガ是非曲直カラ断ジタナラバ、或ハ利用セラル、愚ガアルカモ知レヌデアリマス、サナキダニ勞資協調ノマカマレイ、労働者、其權利ヲ主張シテアル今日ニ於テ、他ニ類例ノナイ抽象的ノ文字ヲ以テ之ガ制裁法規トスルニ至ッテハ、私ハ今日ノ時代ノ順調トハ一致セズ却テ逆行シ或ハ悪化セシムル結果ヲ生シハシナイカト云フエトヲ憂フルデアリマス。況ンヤ制裁法規ハドウデアルカ、同法第三十條ニハ「第七條ニ違反シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ三円以上三十円以下ノ罰金ヲ附加ス」トアル科刑ノ点ヲ見ユスト隨分重イデアアル、少レク巧妙ニ自分ノ意見ヲ注入シ同志ヲ誑ヒ、行動其ノ一ニ出デントスルトキニ之カ煽動ナ

リト斯ウエフ認定ヲ下サレタトキニ一月以上六月以下ノ此重イ刑
ヲ受ケルト云フニトハ、如何テアラウカ、外ノ刑法及至制裁法規ト
対シテ見マス、頗ル權衡ヲ失シタ重イ刑罪デアル、ソレニ凡
般マテ付ケテ罰金ノ附加ガアルト云フニ至ラハ、蓋、具刑ノ權
衡ヲ失スルモノナリト思フ、政府ハ或ハ他ニ根本的ノ改正ノ企テガ
アツテ、サウシテ其結果ヲ得ヌラバ自然消滅シ、或ハ此法ノ適用
モナクナルデアラウト云フ、一ツノ政策上ノ法律モ出来ルデアリマセウ
ガ、兎モ其法律カ、假ニ出来ルト思ヒマシテモ今日ノマウナ勞資協
調ノマカミレイ時代ニ於キマシテハ、一刻モ早ク斯ノ如キ法律ヲ徹
底シテ、資本^家勞動者^家ヲ水平線ニ見テサウシテ新レイ之法ヲ爲サレタ
カガ勞資ノ關係ヲ円満ナラシムル
結果ヲ得ルデアラウト、思フ此ノ意味カラ申シマシテモ、今申シ
ミス此点ヲ割ルガ當然ナリト信シマシテ、本案ヲ提出シタヤ美

383214

○武田委員

デニサイマス、簡單ニ要点タケテ申シテ置キマス
(此ノ旨數回告ヤリ)

私ノ植原君ニ対スレ傾向ハマダ私ニハ十分ニ諒解ヲシナイデア
リマス (中略) ソレ以上ノニトハ意見ノ相違ニ歸着スルカラ私
ハ此ノ質問ヲ打切りマスガ更ニ憲政会ノ御提案ニ対シテ御向
ニ致レタイ、昨年ノ委員會ニ於テ此三案ヲ打ッテ一丸トシテ、然ル後
ニ案ヲ作りタイト云フノデハ委員會ヲ申キマシタトキニ憲政会ニ
於カレマシテモ、政府委員ノ辯明ニ信頼シテ遠カラズ労働爭議ノ立法ヲス
ル場合ニ、誘惑煽動ト云フマウナト付テ、如何ニシテ取締ルカト云フ
トモ明ニ規定スベキトキガアルト云フノ政府委員ノ辯明ヲ信頼シテ、政
友会ノ提案ニ従テ、第七條ノ改正ヲ見合ヒテ政友会ノ提案通りニ
此美何條デレタカ——五條ノ改正ハタケニ止メテ置クト云フニトニ御同

意ニテタト記憶シテ居リマス既ニ昨年ソウエフ御同意ニテ本
年又同一ノ案十七條ニ付テ改訂ヲ加ヘラレルト云フ御提案ニテタノハ
ドウエフ御意見デアリマスカ政府ハ昨年サウエフ辯明ヲサレタニ
拘ラス、一年經タ今日ニ於テ尙ホ其ノ希望ノ立法ガ出来ナイカラ
又サウエフ改訂ノ御提案ニ付ルト云フデアリマスガドウエフエトデ
アリマセウカ、之ヲ何ヒタイノデアリマスソレヲモウツ、先程第十
七條ノ改訂ノ内容ニ付テノ御説明中、誘惑、煽動ト云フ文字ハ
甚ダ不明瞭デアルカト、斯ウ仰シマツテ居リマレタカ此ノ点
ハ同レク誘惑、煽動ト云フ國民覺ノ方々ノ意見ト違フデアリマ
ス、國民覺ノ御意見ハマア放任シテ置タト云フマウナ御意見ノ條
ニ私ハ通知シマレタカ、憲政会ノ御意見デハ此ノ文字ガ不明瞭デ
アレカラ、誘惑、煽動ト云フマウナエトヲ、取締レト云フエトハ必レモ

383215

悪イトハ認メナイガ曖昧ナ文字ヲ使フエトガ宜シクナイト云フ
エトニ先程伺ヒマシタ、此ノ文字ニ付マシテハ先程モ植原君ニ御
質問マシタ時ニ申シマシタ通り、昨年山岡政府委員ガ法律ノ
文句ノ解釈ヲ明白ニサシタ譯デアリマシテ私共モ從來ノ誘惑、
煽動ト云フ文字ニ――從來吾々ハ知悉シテ居ル觀念カラ言ヒ
マシテモ、悪イ意味ニ取ルヘキ文句デ盡ニ好意ヲ以テ勧誘スルト
カ勧告スルトカ云ウ意味合トハ明ニ違テ居ル譯ト思ツテ居リマ
ス、若シ提案者ニ於キマシテモ昨年ノ政府委員ノ説明デ御諒解
ニサルト云フエトデアルナラバ是ハ敢テ誘惑若クハ煽動ト云フ文字ヲ
能ク取ラナケレバラス、削除シナケレバナラナイト云フ豈イ御考デ
ナイノデアリマスカドウデアリマスカ其ノ二点ヲ何ヒマス

○野村委員

武田君ハ一點ニ突ト項目ヲ分ケテ御質問ニナリマシ
 タカラシテ私モ項目ヲ分ケテ答辯シ致シマス私ハ昨
 年此委員会デアリマセナカッタマス併シ理論ハ
 同ジデスカラ申シマスが昨年小委員会ニ於テ
 今武田君ノ述ベタレタヤコトハ事實ト存ジマス
 プウレ本議會ニ於テ此案ヲ提出シタイト云フ
 コトモ是ハ事實ガ證明シテ居ル昨年此案
 一括ニテ世ニ謂フ妥協案成立シタカラシマス
 レデ總テ打切ルトイフ性質ノモノナインカ
 思ハ況ヤ今武田君ガ言ハレタ如ク政府ハ
 所謂吾々ノ案ノ撤回スル趣旨ニ立法ヲ出
 スト云フ暗示モアツタト云フコトデアルカラシテ其

事ガ實際行ハレタ後ナイ以上ハ此案ヲ出スノ
 ハ當然ナリト斯ク考ヘル又假ニ政府ニ於テモ
 將來其案ヲ御出シタルト云フコトニナリマシタデ
 ス私ハ今日ノ場合勞資協調デ喧シイ場合
 ニ於テ此案ヲ出スノハ適當ナリト斯ク信ズル
 何故ナラバ一年前ノ情勢ニ鑑ミテ當時色
 々ノ關係デ妥協案ガ出来タ所デ其後ノ
 勞資關係——法律ヲ作り是ガ弊害ヲ除
 ク——云フコトハ五口ヲ議會トシテ當然ナクヘキモ
 フナリト斯ク信ズル況ヤ政府當局ニ於テモ亦
 次君ノ如キハ初メ是ハ組合ノ從ノ組合ハ宣
 シイ横ノ組合ハイケナイ斯ク云フ御意見

ヲ發表サレテ居ツタガ、其後更ニ又從横共
ニ宣シイ進ニテ勞資協調トイフ強情主義
ヲ初ハ餘程必要ナリト主張サレテ居ツタ事
ハ今度ハ進テ立法的ニヤラサレバナラヌ一此
勞資ノ關係ノ複雑ニナルハ依ツテ、床次君モ
竟見テ變更サレテ居リマスガ、適當ナル法律
ヲ作ツテ治世ノ要具ニ供スルト云フコトハ當然
デアリマスガ、第二ノ問題ハツイテ私ハ茲ニ申上
ゲサレバナラヌハ、他人ニ對シテ暴行脅迫ヲ
爲シヌハ公然誹毀云トイフコトヲ殘シテ置クノ
デアリマス普遍的ニ例ヲ與ヘルト、川崎造
船所ハトウカトカ、サウ云フ一例ニ依ラズ此ニ一

383217

勞働團體ガ有テ、又コチラニモ一ツアルソコ甲
ノ勞働者ガ又ハ他ノ勞働者ガ、乙ノ勞働者
ニ對シテ、御前ノ方ノ資本家ノ關係ヲ絶タ
サレバ此通デアルト云ウテ殴打スル、即チ暴
行ヲスル、斯ウ云フコトガアルスレバ詰リ勞
働者ノ意思ヲ奪フノミナラズ刑法ニモ記載
シテアル通り即チ不法行爲デアル故ニ是
ハ罰シサレバナラヌ、実害ヲ加ヘサクトモ実
害同様ニ精神上恐怖シ生ズル脅迫即チ
御前ハ私ノ方ニ這入ラサレバ御前ノ家ニ火ヲ
ツケル、或ハ在中要撃シテ傷ヲ加ヘル、斯ノ如
キフトテヤツタナラバ、法規ニ基キテ罰シサレバ

ナラヌ。又假ニ是等ヲ拔キコシテ御前ノ様ナ
覺氣地無シガ、此方ニ居ルト云フコトハ五口々
ノ名譽言ヲ損スル御前ハ覺氣地が無イカラ
斯ウデアルト云フテ所謂名譽言ヲ損スルヤウ
ナ文書若ハ言論シ以テ現シタナラバ、是モ罰
シナレバナラヌ、ソレデアルカラ假令今日ハ勞
働者並ニ資本家が軍ヒノ巷ニアデ、サウシ
テ類ル複雑ニハナワテ居リマシテ、今申スヤウナ
行動ニ出デタトキ、秩序ヲ維持シ、產
業ヲ發展セシムル覺氣味、今ニ於テ假令
ナク、罰スル斯ウ云フ趣旨デアリマス、ソレデアリ
マスカラ此處ハ此儘殘シテ置カデアリマス、

383218

唯誘惑、煽動、此點ニ對シテ私ノ言ヒ方が悪ルカッ
タ、デアリマス、ウガ、武田君カラ文字、自体が不要
デアルト云フコトヲ述ヘタト、言フデアリマス、文字
自体カラ言フト、誘惑、煽動ト云フコトハ明瞭デ
アリマス、唯此言葉が抽象的デアルト云フト、ソレ
カラ今テハ之ヲ認定スル上ニ於テ不明デア
ト思フ、何故ナラバ、ト程、度迄ハ誘惑デト、程
度迄ハ煽動デアリカ、司法省ノ山岡參事官
ガ之ニ對シテ答辯ヲ與ヘテ居リマス、私モ定
義ハ適當ト存ジマス、此抽象的ノ定義ハ
宜シイトシマス、諸君實際ニ適用スルトキハ
トウカトイフト之が困難デアリマス、暴行脅

迫、打ツタ、叩イタ、火ヲ放ケタ、貴様ハ馬鹿
サト言フコトデアレバ、一見明瞭ニ其見解が分
ルケレトモ併ナガテ誘惑煽動トイフ文字ハ明
瞭デアツテモトノ程度が煽動デアルガ、熱心ニ
自分ノ意見ヲ述込ハ爲ニ言ツタ事ハ煽動ト見
ラレバ又勸誘トモ見ラレルデアルガ巧妙ナ
ル言義ヲ言フコト、之ニ及スル言義トニ依リテ
モ其解ヲ知ルコトニ苦シムデアリマス。(中略)
又他ノ條文ニツイテモ、誘惑、煽動ト云フ場
合ハ餘程重イ、國事犯トカ何トカ云フ特殊
ノ場合デナレバ使ワ居ラヌ然ルニ三十一年ニ
出来タ此法律ハ西面ニ適用ハ出来ルガ、其實

383219

執レカト言ヘバ、先ツ勞働者壓迫主義ニ出
来テイルノデハナイオト鬼ノ位ナ法律デアル、故
ニ今日ノ此刻々變化シテ居ル場合ニ於テハ
此文字ヲ除イタ方が圓滿ヲ保チハシマイオ、此意
味ニ於テ吾々ハ此案ヲ提出シタ次第デアリマス

第二回委員會

誘惑煽動ニ関シ採ルベキ論議ナシ

第三回委員會(三月十四日會議)

皇宮委員

憲政會案ノ第十七條ノ修正ニツイテハ、五口々
ハ目下政府當局ニ於テモ勞働問題其他

類出ニ付シマシテ、労働争議法、或ハ労働
 争議仲裁法其他ノ労働ニ関スル法規ヲ制
 定シ遠カラズ之ヲ提出シテ吾々ノ協賛ヲ經タイ
 云フ竟、御アルト云フコトヲ昨午オラ承テ居リ
 マス。本年之ヲ提出ニテラナク、タノハ吾々ノ甚大遺憾
 スル所デアリマス。レモ遠カラズ此法規ハ吾
 々ノ協賛ヲ經ル爲メニ衆議院ニ提出セラル
 タコトアルヲラウト思ヒマス、是等ノ法規ハ未ダ
 出デカル以テ於テハ、目下類出シツ、アル所ノ
 労働資ノ争議ニ對シテ第十七條ノ存在ヲ尚
 ホ必要ト認ムルノデアリマス、單ニ我國ニ於テノミテ
 是歐米諸國ニ於テモ労働資ノ關係ヲ取締分

爲メニ相當ナル法規ノ制定シテアルト云フコトハ吾
 々モ豫テ聞及ンデ居ルノデアリマス、若シ労働ニ
 関スル法規が提出セラレマシテ、ソレニ依ツテ労働者
 或ハ資本家が同盟罷工ヲ爲シ、或ハ同盟解
 傭ヲ爲シテ、而シテ治安ヲ得サルが如キ行動ノ
 アル場合ニ於テ之ヲ取締ルニ相當ナル法規ノ
 制定ヲ致シタル場合ニ於テハ、本法ハ自ラ不要
 ニ級スルモ知アリマス。レモ是等ノ法規が未
 知ナクニ完成シテ居ラナイ人多ク目ニ於テハ、是等
 ノ法規ハ尚ホ存置スルノ必要アリト認メマス
 カリ、憲政会案ニ對シテハ吾々ハ反對致ス
 (下略)

○木下^{（此）}委員長

憲御異存がナイモト認メマス、左様決シマスソレカラ
其次ハ第八十七條第一項中「シ又ハ第二號ノ
目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動シテ削ル、
此點ニ付テ採決致シマス」ソレデハ此案ハ少數
デ否決ニナリマシタ其次ハ殘ル所ノ國民黨案
之ニ付テ採決ヲ致シマス——少數ト認メマス左
様決シマス

下 署

(以ト)

383221 大正十三年六月

治安警察法第七條中「誘惑煽動」ノ意義

(美四十一議會 衆議院委員會速記録抄録)
美四十四議會

警 保 局

383222

治安警察法第十七條中

「誘惑煽動」ノ意義（治安警察法衆議院委員會速記）

（一）豊島政府委員ノ答（第四十一議會）

○議員小山松專

（前略）誘惑ト云フ字ハ解釋ノレマウデハ何ウデモ解釋ノウク
モノデ、野村君ガ是ハ官僚專利政治ノ遺物デアルト云フ意味
ヲ御話シニナリマシタカ私モ同意デアリマス誘惑トハ何ウ
云フヤウニ解釋スレバ宜シイカ、例ヘハ資本家側ノ方カラ例ヲ
言ッテ見マス茲ニ百万田ノ会社ヲ起スヤウレテ其ノ会社ノ目
的ハ何デアラウトモ其ノ株ヲ募集スル場合ニホリテ其ノ重役
カ此ノ會社ハ前途甚ダ有望デアル若シ此ノ會社ノ株ニ應ジ
ラルニナラハ將來一割ニ分ノ配當ハ確實デアル、景氣ノ如何ニヨ

ソナハニ割乃至三割ニモナルト云フアトデ勧誘シテ株ヲ募集セン
メタ、實際ハ何ウカト云ツタラ、六朱ニモ七朱ニモナラナイ、公債
ニモ當ラヌト云フマウナモノデアリマシタトモ、其ノ結果カラ見レハ
矢張り是ハ資本主カ他ノ資本主ヲ誘惑スル訳デ啗ハスニ利ヲ
以テ誘惑スル訳デアツテ之ヲ労働者ノ側カラ見ルト、此ノ会社
ニ居ルヨリモ他ノ会社ヘ行ツタ方が利益ガ多イ、一円ノモノ
が一円半美ニナルト云フアトヲ勧メタ場合ハ啗ハスニ利ヲ以テスル
場合、行ツテ見ルト一円ニシカラナイ、若シ實際一円半美ニナレバ
啗ハスニ利ヲ以テシタノデナイ、誘惑ト云フ文字ハ非常ニ範圍ガ
広イ、其ノ解釈ハ何ウデモナル、此ノ誘惑ナル文字ハ何ウ云フヤ
ウニ解釈スルモノカ、ソレカラモウツ煽動ト云フ字ニツキマシテモ
随分解釈ニヨツテハ不明瞭デアル例ヘバ今ノ一円カラ一円二十美ノ方

383223

ヘ行ツタ方が宜シイデハナイカト云フアトヲ一ム以上若クハ其ノ他ノニ
ミ入ニ申シマシタナラバ直ニ之ヲ煽動ト云フ解釈モ出来マウト
思ヒマス、資本家ノ側カラ見テモ此ノ文字ノ解釈ノ仕様ニヨツテハ
非常ニ必要迫ラヌケナケレハナラヌ労働者ノ側カラ見テモ頗ル危
険ナモノデス此ノ誘惑及煽動ト云フ文字ハ何ウ云フマウニ解釈ス
ルモノデアルカト云フアトヲ御尋ね申シマス(後略)

○豊島政府委員

煽動ト云フ文字ハ随分是マテ特別法ナドニモ用ヒテ居リマス文
字テ出版法トカ新聞紙法ナドニモ用ヒラシテ居リマヌ又爆発物取
締規則ナドデモ煽動ト云フ文字ヲ用サテアリマス斯ウ云ウマウナ
是レマテノ規定ニ付テ考ヘテ見マスレバ一途シテ居ナイ不特定ノ多数
ノ人ニ対シテ犯罪トカ同盟罷業トカ云フマウナ意思ヲ生ゼシメタ

場合ヲ主ニ考ヘテ居ルマウデアリマス又多数ノ人デナクテモ一途シタ人
デモ煽動ノ出来ル場合ガアルタウト思ハレルガ主ニ多数ノ人ニ付テ考
ヘテ居ルダウト思フデス又ウエウマウナ場合ニハ随分多数ノ人が
其ノ言葉ニ刺戟サレテ群衆心理カラ随分過激ナ考ヲ抱イテ来ル
アトモ起リ得ルノデス是迄同盟罷業カラ暴動ニ変レタト云フ突
例ハ沃山アル、ソレカラ又暴動ニ至ル虞レガアルカラ煽動者ヲ懲罰
シテ始メテ鎮靜ニ帰シメ、是ハヨク治安警察法ノ十七條ヲ適
用シテ巧ク治メダト云フ例モ多数アリマス此ノ煽動ナド云フ突
際ノ適用ニツイテハ少しモ是迄ハ悪イ所ハナイ様ニ考ヘテ居リマス
ソレカラ誘惑ト云フマウナ言葉モ抑示ノ例ノ外ニ種々ナ場合モ
アルダウト思ヒマス殊ニ脅迫ナド、云フモノト極ク接近シテ
標ナ場合ガアル例ハオ前トハ交際シナイト云フマウナ事ト云フ

テ同盟罷工ヲ勸メルト云フマウナ事モ實際シナイ考デ言フノ
デナク、唯タ自分ノ仲間ニ引キ入レル為ニ言フ場合モアリマセウ
レ、脅迫ニナル場合モアリマセウレ其ノ言葉ノ強味デ其ノ言葉ヲ
聴メタ者が恐レルト云フアトモアルデアリマセウレソレカラ又サウデナク
誘惑ニ止マテ自分ノ利害カマレテ惑ハサレル誘惑ト云フマウナ場合モアル
ダウト思フソレ分界ト云フモノハ極ク接近シ居テ何ウモ脅迫
ヲ罰シテ宜シイナラバ誘惑モ罰シテ宜シイト云フアトモ起ソテ来マ
ス先程カラノ段々ノ抑尋ネニ脅迫ハ勿論罰シテ宜シイノダト云
フ抑詰モアリマセウレナラ矢張り誘惑モ罰シテ差支ナイマウ
ニ考ヘラレマス其ノ適用ト云フモノハ先ヅ脅迫ト云フモノト極ク接近
シテ居ルマウナ所ヲ是迄モ懲罰シテ居ルト云フマウナ状態ニナツテ
居ルマウニ考ヘラレマス

○議員小山松尋

ドウモソノ所が甚だ事向家タル豊島君ノ御答辯デモ餘程御目
身が御考ニナデモコノ所ハハツキリセマト云フヤウナ所ニ吾々ハ聰
キ取ルンデアリマス殊ニ煽動ト云フマウナトノ場合が或ハ結果ニ
於テ良イ事デアルト云フコトノ例モ御話ニナリマシタカ要スルニ
結果カラ見テ其ノ原因ヲ罰スル場合モアリ罰セヌ場合モアル
例ハハ初ニ誘惑ヲシタ者が更ニ何等カノ悪意ヲ有セズソシテ
勸メタ場合所謂誘惑ト云フ文字ト稍々似テ居ルト思ヒマスガ
勸誘トデモ言ヒマセウカ其ノ場合ニ其ノ勸誘が直ニ其ノ結果ニ於
テ法律上ノ制裁ヲ受ケナケレバナラヌト云フマウナ結果ヲ生シタ
ト云フマウナ場合ハ實際由題デアリマスカラ其ノ場合ニ咎ムデ
ナケレバ法ノ適用ニツイテノ御説明モ至難ト思ヒマスガソノ等ノ場合

383225

デモウ一應同ソテ置キ度イト思ノデアリマスソレカラ煽動ト云フ文
字ニツイテハ随分危険ナ事カアレノデ前回吾々ノ同僚ノ代議士ガ
金澤テ演説ヲシマシテ、是ハ吾々モ其ノ場合ニ一緒ニ聴イテ居
ツタノデアリマスガ遂ニソノ裁判ノ結果失格シタト云フ様ナト
カアリマス、先頃モ一昨年デアリマシタカ政友会ノ沢本成太郎君
が何カ演説ヲシテ一度米騒動ノマウナ事カアツタ為ニ罰金カ何カ
ニナリマシタ此由沢君ニ會ヒマシタ所ガ先生非常ニ憤慨シテ居
ツタノデ、何ウモ怪シカラヌ事ダト云フマウナ事モ言ッテ居リマシタ
カラ解釈ノ如何ニ依テハ随分危険ナ事ニナル吾々議會内ニ於
テ議論シテ居ツテモソレト同レ事ヲ議會外ニ於テ議論シタ場
合ニハ其ノ解釈ニヨツテ随分危険ノ目ニ遭ハナケレバナラヌト云フヤウ
ナトモアリマス、又昨年ノ米騒動ノ時現ニ私ノ知人デアリ

マスが、何ウレモ米騒動か治マライ、益々其ノ勢が激シクナリテ
来タ、此ニ於テ一警察署長ハ不断ハ是ハ危険思想ヲ有シテ居ル
ト云フヤウナルニ視テ居ル人物デアリマスが、ソレニ向テ此ノ場合貴
公出テ来テ演説シテ呉レ、君カ出テ来テ演説ヲシテ呉レバ此ノ
事ハ治ルカモ知シヌト云フノデ、不断ハ危険人物トシテ尾行巡
査マデ附ケテ居ル其ノ男ヲ連シテ来テ演説ヲサセタ、此ノ場合
ノ演説ハ煽動的デアッタ固ヨリ不断自分ガ巡查ヲ附ケシテ居
ルト云フヤウナ関係デアルタメニ、殆ト煽動的ノ口調ヲ以テ演説ヲ
シタ、去リナカラ其ノ結果ニ於テハ何ウデアッタカト云ヘバ自分テ
引後ケル、諸君ヲ救済スル途ニツイテハ自分ニ相當ノ考ガアルカラ
先フ自分ニ任セヨト云フヤウナ斯ウ云フ事デ其ノ米騒動ハ時
治マタ、云フ例モヨリマス、是ハ實例デアリマス、係レテソレヲ

383226

今、煽動ト云フ意味カラ云ヘバ其ノ演説ハ確ニ煽動シテ居ル、併
シナカラ結果カラ見ルト、其ノ演説ニヨリテ米騒動カ治ワタト
云フマウナ實例モアリマス、唯今ノ誘惑ト云フ文字ト勧誘ト
云フ文字トハソレデハ何レ大ケ遠フカ、豊島君ハ誘惑ト云フ時
分ニハ大抵相手方ノ方ヲシテ怖レシムルト云フ意味合ガ合シデ
居ルカラ脅迫ト云フモノニ近イ、斯ウ云フマウナ汚語デアリマスガ
脅迫ト云フノハ吾々ニ絶対ニ相手方ヲ畏縮セシメ、所謂恐怖セ
シムルト云フコトガナケレバ脅迫ニナライ、誘惑ト云フノハ誘ヒ惑
ハヌト云フノテ相手方ガ惑フカ惑ハナイカハ向フノ勝手デアル
此ノ方ハ惑ハス積リデモ何デモナイ相手方ガ惑ヘハ始メア
ソレニ依テ震罰セラルノデアリマス、誘惑ト勧誘トノ原因ハ稍ミ
近イカモ知レマセマスが誘惑ト脅迫トノ原因ハサウ近イモノデハナカラ

ウト思フデアリマス愈々此ノ字が吾々トシテハ解決ニ至ルハ況
マ唯今申上ゲマシタ煽動シタ演説が却テ其ノ暴動ヲ鎮
圧スル原因ニナルト云フマウナトモアリマスカラシテ、結果カ
ラ見テ總テ原因ハ罰セラル、モノデアルカ何ウカト云フ議論
カ起レノデアリマス是等ノ事ヲ彼方此方問答ラシテ居テモ
時間ヲ費スノデアリマスウラ此ノ点ヲ尚ホ一應伺ワテ私ハ止メ
タイト思ヒマス

○豊島政府委員

好意ヲ以テ勧誘スルト云フマウナ場合ハ無論犯罪ニハナラナイ
ト考クテ居リマス、何ウレテ誘惑ト云フマウナトハ不法
ト云フ所ノ犯罪ノ分子が含まレテ居ナケレバナラマト考ル、
多クハ脅迫ト云フモノニ近イ程度ノモノニナツテ来ルダラウ

ト思ヒマス相手方ヲ怖レシムレバ脅迫ニナル、同レ言葉デキ
相手方ヲ或ハシムレバ誘惑ト云フ所ニナルダラウト考ヘテ
居リマス、是迄ノ適用ニ於テサウヒドイ場合ヲ罰シタト
云ウマウガエトハナイノデ、皆ナ相當ニ不逞ノ分子ヲ含
ミダ場合ヲ罰シテ居ルマウニ考ヘマス

○議員小山松寿

サウスルト勧誘ト誘惑トハ何處が違ヒマスカ

○豊島政府委員

勧誘ト云フノハ好意ヲ以テマルエトガ多イダラウト思ヒマス

○議員小山松寿

誘惑モ矢張りサウデハアリマセヌカ

○豊島政府委員

誘惑ハサウデナイデセウト思ヒマス

○議員小山松寿

サウスルト先刻申ヒゲマシタ茲ニ一ツ会社ヲ成之レテ其ノ会社ノ
発起人ガオ前ガ入レバニ割ニモ三割ニモナルト言ツテ勧誘シタ
事實サウデアレバ宜シイカ、事實サウデナイニサウ云フ勧誘ヲ
シテ、ソレガ公債ノ利子ニモ當ラナイト云フコトニナルト誘惑ト
云フコトニナル、其ノ発起人ハ誘惑ト云フコトニ依テ罰セラレヌカ
○豊島政府委員

先程御説明ノ利益配当カ甚ダ少イノヲ非常ニアルマウコ
ノ欺イテ勧誘ラスルト云フコトニナリマスレバソレハ誘惑ト云フコト
ニナルダシウト思ヒマス

○議員小山松寿

サウスルト殊ニ戦時事業勃興ノ際若クハ金融緩慢、金
金ガ潤沢ト云フ場合ニハ所謂泡沫会社ヲ自稱ムモノガ沢山ア
リマス其ノ場合ニ今ノ豊島君ノ御解説ヲ見ルト発起人ハ悉
ク誘惑ノ罰則デ資本階級ヲ罰シ得ルト解釈シナケレバナ
ラムト思ヒマス是ハ同盟罷工カケノ場合ヲ言フノデアリマス
ケレドモ解釈ノ仕方ニヨツテハサウナルト思ヒマス、私ハ其シカケ
ノ事ヲ述ヘテ置キマス

383229

○山岡政府委員

(二)山岡政府委員ノ答糸

(美四十四議会
五十年三月廿四日)

本條ノ趣旨即チ此ノ法文ヲ存置スヘキヤ否ヤト云フ向題ニ就
キマレテハ既ニ主管官廳ノ政府委員ノ方テ述ベラレタエトデアリ
マス 勿論司法當局トシテモ別ノ考ヲ持テ居ルベキ次第デハナイ
唯タ此ノ誘惑煽動ト云フ意味ヲ何ウ見ルカト云フエトデアリ
マスガ斯様ナエトハ獨リ治安警察法ニアル文ケデハナイノデ
例ヘハ廣ク犯罪ヲ煽動スルトカ云フエトハ一般ニ禁止サレテアル
事デアリマス但シ此處ノ場合ハ犯罪ハ煽動デハナイノデアリマ
ス、詰リ同盟解雇、同盟罷業ト云フエトヲ煽動シテハナラヌ
ソト云フエトニナラデ居ルノデアリマス誘惑煽動ト云フガ如キエトハ

今日マテノ取締ニ於テハ相違事例ノアル事デアリマス、ソレヲ略シ
 解釈モ宜シテルデアリマスガ、唯此ノ文字が洵ニ廣イ意味ヲ
 持ツテ居ルデアリマスカラ、其ノ時ノ必要ニ於テ此ノ法文ニ適合
 シテ居リマシテモ之ヲ適用シナイ場合モアタト云フコトハ
 勿論デアリマス、極メテ廣イモデスカラ實際ノ場合ニ於テ之ヲ
 適用スル適用シナイト云フコトハアル、即チ此ノ誘惑ト云フモノハ
 詭計詐術ヲ用キルコト云フコトが本体デアリマスガ、之ニ類似
 シテ又テ惑ハセル、正當ナル考ダスルコトヲ惑ハセルト云フ場合
 ニモ誘惑ニナルデアリマス、同盟罷業、同盟解雇、ト云フコトヲ
 正當ニナスコトニ於テハ違法ノアルヘキ筈ハナイデアリマス、
 詭計詐術ヲ用ヒ之ニ類似スル方法ヲ以テ又テ惑ハセルト云
 フコトニナレバ亦於テ違法性が現レル訳デアリマス、次ニ此ノ

煽動ト云フノハ他ノ法ニ於テハ教唆ト云フヤウナ意味合ノ一ツニ
 便シテアル場合モアルデアリマスガ、今日ノ解釈ノ場合デハ
 教唆ト云フヨリモナシムクナクテ居リマス、詰リ又ニ對シテ考
 ヘテ居ナイコトヲ為サシメル、或ハ多シトシテ居ルハ増強ヲ加ヘ
 ノ人自体が自分ノ考ニ依テ其ノ處置ヲ定ムト云フコトニ就テハ同
 盟罷業モ同盟解雇モ不都合ナ事デアリハレナイガ、斯ノ如キ煽
 動ヲ加ヘテ本意ヲ曲ケルト云フ場合ニ於テハ即チ此ノ適用ガアル
 斯様ナ程度ニ今日ノ解釈ハナクテ居ルデアリマス

(中 畧)

○議員鈴木富士弥

サウ致シマスト煽動誘惑ハ詭計詐術ヲ用キル場合ニ於テノ
 違法性ヲ帯ビルモノデアラフテ、其ノ他ニ於テハ違法性ヲ帯

ロナイト 解釈シテ宜シイデアリマスカ

○山岡政府委員

サウ云フ風ニ申上ゲタ積リデハアリマセヌ、誘惑ニ詭計作
術其他之ニ適合シタマートヲ以テムヲ惑ハストカ、煽動教
唆ト云フ意味ハ精神ノ在ル所教唆的ニムニ斯ウセイ
アセイト云フ意味、ソレヨリモ意味が廣クナル、斯様ニ
申上ゲタノデアリマス

(終)